

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
平成 25 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 25 年 12 月 5 日、午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行  | 2 金田文子 | 3 松下好延  |
| 4 夏目忠昭  | 5 渡邊勲  | 6 村松修   |
| 7 鈴木藤雄  | 8 伊藤武  | 9 熊谷勝   |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	後藤義己
企画課長兼税務課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	生活課長補佐	園原克幸
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
教育課長	鈴木正吾	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	片桐洋人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 金田美咲

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 渡邊勲議員

(1) タウンセールス、タウンプロモーションについて

(2) 学校及び保育園側と保護者とのトラブルの解決方法について

2 金田敏行議員

(1) 平成 25 年度設楽町防災訓練会について

- (2) 学校教育の I T 化授業について
- 3 夏目忠昭議員
  - (1) 新庁舎開業に伴う職員意識改革の実行について
- 4 金田文子議員
  - (1) 「中学生議会」の実現
  - (2) 高齢者・障害者福祉関係事業者の育成
  - (3) 「ふるさと納税」制度の積極的活用
- 5 田中邦利議員
  - (1) 町長選挙結果について
  - (2) 高齢者の買い物支援について

- 日程第 6 報告第 12 号  
専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 76 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第 77 号  
設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について
- 日程第 9 議案第 78 号  
設楽町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 79 号  
設楽町児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 80 号  
設楽町図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 81 号  
設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 82 号  
平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 83 号  
平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 84 号  
平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 85 号  
平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 86 号  
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 87 号  
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 88 号

平成 25 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 89 号

平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻に皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございました。ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、平成 25 年第 4 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

なお、半世紀近く続きましたこの庁舎におけます最後の議会の審議となると思います。長い歴史を十分かみしめながら有終の美を議員各位それぞれ自覚をし、責任を持ってよりよい審議をしていただきたいと思います。それでは、開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8 伊藤 平成 25 年第 4 回定例会第 1 日の運営について、12 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3、諸般の報告は、議長より、議員派遣、例月出納検査結果、陳情書等の取り扱いについての報告があります。日程第 4、行政報告は、町長より報告があります。日程第 5、一般質問は、本日 5 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出 15 件です。日程第 6、報告第 12 号から順次 1 件ごとに上程します。日程第 10、議案第 79 号から、日程第 11、認定第 80 号までの 2 議案と、日程第 13、議案第 82 号から、日程第 20、議案第 89 号までの 8 議案は、一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

なお、生活課長より欠席の申し出がありましたので、本日園原補佐が出席しておりますので御承知おきいただきたいと思います。

---

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を、議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、9 番熊谷勝君及び 10 番田中邦利君を指名します。

---

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 12 月 5 日から 12 月 19 日までの 15 日間としたいと思います。御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は、本日 12 月 5 日から 12 月 19 日までの 15 日間と決定いたしました。

---

議長 日程第 3 「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについての報告をします。

監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、平成 25 年度の 10 月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議員派遣について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情 5 件、要望 1 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号第 8 号から第 12 号は、議長預かり、要望の受理番号第 2 号は、議長預かりと決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。12 月定例議会にあたりまして、議員全員の御出席をいただきました。大変御苦労さまでございます。

いよいよ師走に入りまして、朝夕はめっきり寒くなってまいりました。

こうした中、国におきましては、景気が徐々に回復傾向にあるとはいえ、TPP 問題や、領土問題から端を発しています中国の防空識別圏問題、また衆議院で採決をし、現在参議院で審議中の特定秘密保護法案など、大変騒がしい年の暮れを迎えているところでもございます。

一方、本町におきましては、12 月 21 日に待望の新庁舎の落成式を挙げてまいりまして、年末年始に引っ越しを行い、翌 1 月 6 日の新庁舎開庁を迎えようとしております。

本 12 月議会でもって、この役場議場での議会は最後となるわけですので、本議場の歴史にまた一つ足跡を残すこととなります。

本議場開場以来、55 年の歴史ある神聖なこの場所において、町政をつかさどってきた多くの諸先輩の方々に敬意を払うとともに、この議場での最後の議会審議に臨んでまいりたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。第 1 点目は、防災訓練の実施についてであります。11 月 17 日に、町民の方々をはじめ自主防災会及び消防団等の

御理解、御協力をいただきまして、避難訓練をはじめ避難状況の情報収集・伝達訓練、消火訓練等、本町で初めての全町一斉の防災訓練を、人口の約15%に当たります882名の参加で実施することができました。御協力に感謝を申し上げます。

こうした有事に備え、町民の皆さんが的確に行動するためには、このような訓練会を毎年継続して実施することが不可欠でありますので、今回の訓練会を反省し、次年度以降も継続して実施をしてまいります。

次に、「グループホーム設楽名倉の家」についてであります。11月1日に、認知症の方を対象として地域密着型の入所施設として、名倉の東部区に「グループホーム設楽名倉の家」が開所されました。

これは、浜松市の都メディカル有限会社から介護保険施設としての指定申請を受けて、町が認可したことによるもので、開所当初は1ユニット9人定員でスタートし、来年度早々には、定員18人に拡充する予定であると聞いております。

町の認知症高齢者数は増加傾向にありますので、認知症により自宅での生活が困難な方にとっては朗報であるかと思っております。

次に、風力発電の勉強会についてであります。名倉の仏庫裡に建設が計画されております風力発電の勉強会が、12月15日の日曜日、午後7時から愛知東農協名倉支店で開催がされます。

勉強会の主な内容は、風力発電の概要、また音の一般的な話、そして風車の音についてと伺っております。

次に、市町村対抗の万博駅伝についてであります。平成18年12月、県内市町村の交流等を目的に、県内全市町村の63チームが参加して第1回大会が開催されて以来、本年度で第8回目の万博駅伝が12月7日の土曜日に開催されます。

監督はじめ選手の皆さんは、町の誇りを背負って精いっぱい激走されますので、町民みんなで応援をし、心より御健闘を期待申し上げたいと思っております。

本日は、専決処分の報告1件、人事関係1件、条例関係5件、一般会計・特別会計の補正予算8件、計15件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、現在手続きを進めておりますが、来年3月末に契約期間が満了となります、つぐ高原グリーンパークの指定管理者の選定と、財産処分及び田口財産区特別会計補正予算を最終日に追加上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

---

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。始めに、5番渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 おはようございます。通告に基づきまして2点質問いたします。1点目に、町をいかに売りだし、宣伝するか、町の考え方をお伺いいたします。町民が待ちに待った、町のマスコットキャラクターができ、子供たちの喜ぶ顔が想像できま

す。できがよい、悪いじゃない、自分たちのマスコットキャラクターは理屈抜きでかわいく、他地域の人に自慢したいのが子供たちの心理です。マスコットキャラクターの活躍で町民の結束がますます強くなり、誇りの持てる町づくりに町民皆で取り組むことができるかと思えます。

近年、タウンセールス、タウンプロモーションという言葉をよく耳にします。町を売りだす、町を宣伝する、ということで、その町の名前をいかに多くの人に知ってもらうか、いかによいイメージを持ってもらうかが目的にされ、さらには外からの資源獲得という点に着目されています。

人口減少、過疎化が進む当町においても、もちろんこの点に着目し、町が生き残るために、すなわち他の町村との競争に勝つために、町が持つさまざまな魅力を外向けにアピールすることで、より多くの観光客に訪れてもらったり、特産品を買ってもらったり、住んでもらったり、企業進出をしてもらったりすることで町を活性化させていこうと努力されています。

過去に町長は「特産品のブランド化への取り組みを進めると共に、マスコットキャラクターを定め、着ぐるみを活用するなどして、特産品の情報発信や販路拡大に努める」と語っています。町の魅力を外に向けて発信していく活動は、行政だけで行うものではなく、それこそ町民一人一人が「私の住んでいる町はこんなにいい所だ」と町外の人に話してもらうことが一番です。そのためには行政、企業、町民、みんなで取り組んでいくことが必要です。人を呼ぶ観光協会、物を売る産業課、企業誘致の企画課と、それぞれの部門で成果を上げるように頑張り、情報発信が行われています。以前、担当課長に、当町はPRが弱いのでは、という質問に対し、「一生懸命やっているが、町には特別に強調されるものがないために難しい」という答えがありました。町内の観光スポット、イベント、町のいいところ、町の達人、名人、これらについて知っている町外の人が多いのです。しかし、行政、町民がその観光スポット、イベント、町のいいところ、町の達人、名人を必ずしも高く評価していないということがあります。このように実態と町外の人に知られている姿に差ができてしまうことをできるだけ避けるためにも、魅力を発信することと、磨き上げることは両輪で取り組んでいくことが大切と考えます。

魅力を発信すること、魅力を磨き上げることのいずれにしても、重要なのは町民、すなわちそこに住んでいる人、そこで活動している人です。そこに住んでいる人、そこで活動している人が身近にある魅力に誇りや愛着を持てば、自然にその魅力を大事にし、さらによいものにしようとするでしょう。人に話したくなるでしょう。

私ごとですが、旅行などで、いろいろな所の人の話を聞くことがあります。そのとき、その土地の魅力を生き生きと語ってくれる人がいると、今まで以上にその土地が気に入ることがあります。そして、これが一番のセールスという気がします。私はこの土地へ移住して10年余りになりますが、今でも本当にいい所に来

たと思い、いろんな場面で発信をしています。

町をPRするとか、資源を獲得するということは必要ですが、それ以上に、町民が誇りや愛着を持ってそこで生活できるようにすること、このことが大切ではないかと考えます。町民に自分たちの住んでいる所の、よいところを知ってもらい、町民が生き生きと生活することに力を注ぐこと、取り組むことの大切さを感じています。

成果としては、目に見えにくく、わかりづらいかも知れませんが「町民の生き生きとした生活のために」、こうした考え方に基づく取組みが、過疎を迎える当町には必要と考えます。

全国には、過疎を乗り越え、人口減少にもかかわらず、そこに住む人々が生き生きと暮らしている地域、成功事例が多くあります。その多くは、ないものねだりではなく、あるもの探し、という考えに基づいて、いいところを探し、そこに焦点を合わせ、そこに住む人たちに自信と誇りを持たせることに努めた結果、自然に人が集まり、活性化される現象が起きています。

設楽町の持続可能性を高めるためには町内の人たちが、設楽町を誇りに持つこと、設楽町を好きになること、設楽町のファンになること、が重要だと考えます。町民に自分たちの住んでいる所の、よいところを知ってもらい、自信と誇りを持ち、町民が生き生きと生活することに力を注ぎ、取り組むことこそ大切と考えます。そのために、中学生議会の開催、空き家活用プロジェクト、キャラクター・キャッチフレーズコンテスト、地域づくり支援事業の継続、若者、若いお父さん、お母さん、による地域づくりのワークショップの開催、などを提案しますが、町の考えをお伺いします。いずれにしても行政が行う事業としての意義を忘れず、単なる空家情報の提供、観光案内などでは終わらせず、あくまでも町民のプライド、ファン、ラブをつかみ、町づくりへ参加していただくことが大切と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

次の点についてお伺いいたします。1、マスコットキャラクターの活用計画はありますか。2、町のアピールは、行政内の各部署で連携を図り組織的に全町へと広げていくことが大切と考えますが、町の見解をお伺いします。3、町外から評価されている町のイベント、伝統行事に対する、町の取り組み姿勢をお伺いします。4、中学生議会の開催、空き家活用プロジェクト設立、キャラクター・キャッチフレーズコンテスト、地域づくり支援事業の継続、若者、若いお父さん、お母さんによる地域づくりのワークショップの開催、等を提案しますが、町の考えをお伺いいたします。

2点目に、学校及び保育園側と保護者とのトラブルの解決方法についてお伺いします。社会の変化や価値観の多様化により、学校、保育園に対する地域住民からの意見や要望も多様化しています。学校、保育園にとって有意義な指摘も多くある中で、理不尽な要望を突きつけられることがあります。

多くの保護者は高学歴になっているため、教師は、尊敬され、信頼されるもの、

という前提はかつてほどなくなっています。今の小中学生、保育園の保護者の世代は、校内暴力が日本中に吹き荒れていた時代に、中学生時代を過ごしています。残念ですが、学校及び保育園と保護者とのトラブルは、発生しやすい、といっても過言ではないと思います。

いじめ問題、体育系の体罰問題、学校などに対して自己中心的で理不尽な要求をする親、モンスターペアレントの存在は社会問題になっています。毎年つくられている学校経営案の中で、いじめや不登校に対する問題では、対策委員会などが設置されて、問題発生前に対策等が立てられています。一方、学校、保育園側と保護者との関係では、問題が発生した場合、学校、保育園側の対応への不満からトラブルになったり、逆に学校、保育園の対応に問題があり保護者等が困ったりするケースも考えられます。

学校、保育園におけるさまざまな問題解決や未然防止には、地域全体で日ごろから対話を多く持ち、協力し合うことが大切であり、いじめや不登校に対する問題と同じように、対策をたて、本来の教育、保育活動が十分できるようにする必要があります。

次の点についてお伺いします。1、自己中心的で理不尽な要求をする親、モンスターペアレントへの対応策は立てられていますか。2、少人数クラス、地域性から、学校、保育園には要求しにくい現状があります。すなわち、子供がお世話になっているという負い目がある中で、学校、保育園側に問題がある場合、保護者側の解決の糸口、対策はあるでしょうか。3、当事者同士で解決しない問題解決のための、第三者で構成された組織等がありますか。以上、お伺いします。

町長 渡邊議員の御質問に対しまして御答弁をさせていただきますが、まず担当課長からお答えをさせていただきます、その後必要に応じて私からお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

産業課長 それでは、産業課から渡邊議員の一番最初の質問でございます、マスコットキャラクターの活用計画につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、設楽町マスコットキャラクター「とましーなちゃん」は町民の皆様による設楽町マスコットキャラクター総選挙で誕生しました。現在、応募作品のイラストをもとに着ぐるみを製作中でございます。間もなく、新庁舎の落成式でお披露目させていただきます。新庁舎の落成式という歴史的な日にデビューさせていただくということで、御本人もさぞかし緊張されるのではないかと思います。

その後の活用につきましては、まず、この地域の方々が「とましーなちゃん」を身近な存在に感じ、応援したいと思っていただきたい。地域の皆さんが共感してくれることが最初の一步を踏み出すのに大切です。当然、役場職員を巻き込んで、役場庁内で、「とましーなちゃん応援隊」のような、自主的な応援部隊を結成していきたいと思っております。高度なプロモーションはできませんが、町内の保育園や小学校・中学校などへ積極的に行かせていただいたり、地域のイベント



やセレモニーへの参加、また募金活動や奉仕活動など社会貢献活動をさせていただくなど、地道なキャラバン活動をしていきます。

地域の皆さんを巻き込んで取組みをしていくことが「とましーなちゃんファン」から「設楽のファン」になってもらえる近道だと思います。そして軸足を設楽に置いた上で、他の地域との交流も行ってまいります。

また、「とましーなちゃん」のデザインを活用して、封筒や名刺に印刷したり、グッズを作成したり、ホームページを活用し広くPRしていきます。議員からキャラクター・キャッチフレーズコンテストの御提案がありました。まず、今年度は、周知期間といたしまして先ほどお答えしたような活動を行ってまいります。そして、「とましーなちゃん」が町民の皆さんへ浸透した中で、皆さんの機運を見て、実施に向け前向きに取り組んでまいります。

行く行くは、全国区で開催されるゆるキャラグランプリをはじめとするゆるキャラのイベントへの参加等も検討してまいります。以上が、「とましーなちゃん」に関する答弁とさせていただきます。

企画課長 それでは、渡邊議員の第1番目の質問の2番目からの質問にお答えさせていただきます。タウンプロモーションを大学の先生の言葉を借りますと、「地域の魅力を創造し、それを地域の内外へと広めることで「地域イメージをブランド化」すること、魅力的なブランドに育て、観光客や転入者を増やすこと、住民に誇りや地元愛を根づかせること」となっております。言い換えれば、地域の総合力や突出した魅力を創造していくことだと思っております。そういった意味で、最初の質問になりますけれども、効率よく実施していくためには、関係各課の連携はもとより、地域住民あるいは企業との連携も大切であると考えております。

その次の質問ですが、町外から評価されている町のイベント、例えば食彩フェスタやアートフェスタは、イベント補助金で町が応援する形をとっていたり、森林まつりなどは、人的な応援を行っています。また、ホームページで紹介するなどの応援も行っています。また、伝統行事、例えば田峰観音の奉納歌舞伎ですとか三都橋参候祭りや津具花祭りなどについては、各団体が自ら運営し、必要に応じて町が応援しております。

基本的には、地域づくりは地域の自力、やる気を尊重するものであり、地域にどうしても不足するものがあれば、必要に応じて応援してまいります。

4番目の議員からの提案に対するものですが、御質問に列挙されていまず事業について、渡邊議員がどういう想定のもとで考えておるのかははっきりわかりませんが、その名称から私の判断する範囲内でお答えさせていただきたいと思っております。

中学生に町政を学んでもらったり、行政と地域づくりの意見交換をするといった目的で開催いたします中学生議会は、中学校も最近では行事が目いっぱいであると聞いておりますので、議会という開催形態にこだわることなく、町長との懇談会ですとか役場執行部との意見交換会といった方法などが考えられると思いま

す。町長の施政方針の中でも、町政に若者や女性の考えを反映させていくということにしておりますので、中学生議会にこだわることなく、検討してまいりたいと考えています。

空き家活用プロジェクト設立につきましては、その必要性は私も常々感じておりますので、いつとは言えませんが、町内検討会を設置して実施していきたいと考えております。

キャラクター・キャッチフレーズコンテストは、産業課で答えたとおりであります。

地域づくり支援事業の継続につきましては、26年度でお約束しました5年間の事業期間が終了いたします。これを受けまして、現在、行っている地域づくり支援事業の点検作業を実施している最中であり、この作業を経て、平成27年度から新たな地域づくり支援事業を展開する予定であります。

最後に、若者、若いお父さん、お母さんによる地域づくりのワークショップ開催については、現在、若者のグループの自主的な活動に対する補助制度として実施している若者したらの愛創造プランという事業を今年度から始めましたけれども、このような事業を足がかりとして、若者との意見交換をする機会をつくるなどして、これから町を支える世代に町に住み続け、誇りに思ってもらえるような施策を検討していきたいと考えております。企画課からは以上です。

町民課長 それでは、2問目の学校、保育園側と保護者とのトラブルの解決方法について、町民課からお答えをいたします。まずその1問目でございます。自己中心的で理不尽な要求をする親、モンスターペアレントへの対策は立てられているか、という御質問でございます。各園への親からの……

(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

議長 回答職員がちょっと体調を崩して……

町民課長 自己中心的で理不尽な要求をする親、モンスターペアレントへの対策は立てられているか、という御質問であります。各園への要望事項については、その都度園長、保育士が話をよく聞いて対応しています。基本的には、園で解決できることは、各園で解決し、園で解決できないことは園と町民課で対応をしています。

各園の現状、課題などについては、園長が通勤の帰りに町民課へ立ち寄った際に、町民課担当者が話を常に聞いておりますので、おおむね各園の状況について把握をしております。また、緊急を要する問題が発生した場合は、即時に対応できるような体制で臨んでおります。

二つ目の、保育園側に問題がある場合、保護者側からの解決糸口、対策はあるか、という質問でございます。細かい問題に関しては、各園、保育園の口頭で伝えていただければ、解決策を考えていきます。もし言えないような問題でございましたら、町民課へ相談をしてください。

今年度の実例として、保育園の父母の会から要望書が提出され、各園で説明会

を実施しております。津具保育園で3月と7月、名倉保育園で11月で説明会を実施しております。

町としましては、問題、事故など発生したときには、適切で素早い初期対応が重要だと思っております。問題は小さいうちに解決するという方針で臨んでおります。

3つ目の、問題解決のための第三者で構成される組織はあるか、という質問であります。園と保護者との広い意味でのトラブルに対する第三者組織はございませんが、もし必要な案件が発生しましたら、町としてしっかり受け止めて対応してまいります。

また、保育園、町へ伝えにくい事柄であれば、行政相談制度、心配事相談などを利用していただくことが想定をされております。以上です。

教育課長 それでは、教育委員会から答弁させていただきます。基本的には、町民課長の答弁と同様になりますので、簡潔に答弁させていただきます。1点目のモンスターペアレントについての対応策につきましては、教育委員会としては、毎月の定例校長会でモンスターペアレントに限らず学校現場での事件・事故、保護者や地域住民からの苦情などさまざまな問題点に対しまして、問題提起しながら情報を共有し解決に向け話し合いの場を設け対応していきたいと考えております。

2点目の、保護者側からの解決糸口の対策はあるか、ということですが、これも保育園同様ですが、身近で相談しづらければ、ぜひ教育委員会まで直接連絡していただければ対応したいということで、そうしたことをアドバイスをしていただけると大変ありがたいと思います。

3点目の、第三者で構成された組織等はあるか、ということなのですが、これにつきましても保育園同様で、このような身近な組織はございませんが、地区の民生児童委員とか行政相談員等において町民の駆け込み寺的な場所だと思っております。何でも相談していただければ解決糸口が見つかると思っております。以上です。

5 渡邊 マスコットキャラクターができて子供は本当に喜ぶと思います。できてから、またそんなこと言わんでいいじゃないかというような質問なんですけど、他町村よりか、周りと比較すると本当に遅いというんですけど、なぜ遅くなったか、必要性を感じていなかったのか、それともつくってもそれほど効果がないというふうに思ってみえたのか、今できた理由というものを聞かせてください。

産業課長 マスコットキャラクターの選定につきましては、必要だということで昨年度からいろいろ公募等応募していただいたりしてございましたけれども、応募数が少なかったりとかいった理由で延びておりました。しかし、今回全国に公募したところ、多くの応募をいただきまして町民の皆様の中から選んでいただいたということで、必要性は感じておりましたのでようやくということになってしまいますけども、これから一生懸命やっていきたいと思っております。

5 渡邊 よろしく願いいたします。町のイベント、食彩だとかアートフェスタ、森

林まつり等があって、基本的には地域の力でつくるものだというので、御返事、御返答があったんですが、例えばアートフェスタ、これはずっと住民主体で頑張っていてやっています。ただイベントとしてお祭り騒ぎでやってるのではなくて、当初は名倉高原アートフェスタが4年ほど前に奥三河アートフェスタに名前が変わったように、いかに地域を盛り上げるといふか、都市との交流をふやすために、この設楽町のファンをふやすために努力しているということなんです。民間主体ですとどうしても、例えばよその町村との協力態勢をつくるだとか、それから大学なんかへも連携を持ちたい場合にはやはり民間独自ですと難しいんですね。そういったときに町の力といふか、ただ名義の力だけではなくて先頭に立って交渉に当たっていただく、先頭に立ってというふうでなくてもちょっと私のほうで声をかけましようかというぐらいの姿勢があれば、もっとこの組織というのはまだ早い時点で大きくなり、もちろんこれからも充実するように頑張っているんですけども、どうもその辺が対応といふか、地域の皆さんの力で頑張ってくださいと言われますけど、姿勢としては私は弱いものがあるような気がいたしますが、その辺はどうでしょうか。

企画課長 アートフェスタに限定された御質問だと思いますけれども、地域の盛り上がりって言うんですかね、例えばアートフェスタだと、なぜゴールデンウィークの、名倉地域ですと穀倉地帯で田植えが一番忙しい時期にやるんだとかっていう地域が盛り上がって町が応援できるっていう態勢なのかっていう、私まだそのイベント補助金の担当でもありませんし観光の担当でもありませんけれども、第三者的に大学の連携を模索したときに感じたことと言いますと、地域全体が盛り上がって町が応援する、町がイニシアチブをとってやるイベントかなっていうところにはまだ疑問が残っています。以上です。

5 渡邊 かなり認識不足という感じが今受けます。ぜひもう少しかかわっていただいて、内容がどうなのか、今年度からは地域の事業者、商店からもずいぶん協力をいただいております。決して地域がこの忙しい時期にあんたら何やっとなるんだという感覚は、それこそ10年前の当初にはありました。基本的にはIターンの人たちが中心になってやってたためにそういう現象がありましたけれども、今はかなり違ってます。ぜひ、見に来てください。私も会場にいます。昨年より実行委員長も替わって新しいメンバーに替わっていますけれども、ぜひ見に来ていただきたい。少し認識が不足なような気がいたします。

ちょっと逆になるんですけども、先ほど聞き忘れましたので、マスコットキャラクター通常使わないときにはどちらへ置かれる予定ですか。

産業課長 役場の庁舎の中に置き場をつくっていただきまして、そこに保存していく予定でございます。

5 渡邊 庁舎入ったすぐのところに置かれるということですか。

産業課長 これから新庁舎になりますので、そういったまだ倉庫等の具体的な割り振り等は決まっておられませんけれども、その中の一角を使わせていただく予定でござ

ざいます。

5 渡邊 私どこかの市で庁舎に入ったらすぐにキャラクターが置いてありまして、感激というか、なかなかやるわいということを見たことありますのでそんなこと言いましたけれども、ぜひイベントのときだとかいろんなときに活躍されるだけじゃなくて、ぜひ、町民が役場へ入ったらすぐに目につくと、ついでに握手もしたくなるような雰囲気でも展示をお願いいたします。

次に、保育園、学校とのトラブルの件ですけれども、今聞くとできるだけ話はあってちょっとした問題も教育委員会だとか町民課へ相談に来てくれと、ほとんどそれで私は解決していると思います。

ちょっとこれ耳にしたことで、今回私が質問するということになったんですけれども、保育園側と保護者側の問題があって話し合われたんですね。そのあとに保育園側がこのことは報告しない、言わないでくださいよということで、詳しいことは知りませんよ、私も保護者からこんなふうで、もう少し上までついた話をして、この問題に対してきちっと処理をしたいけど口止めをされました。そうすると、どこへ話しへ行ったらいいかわからんもんだから、私にそういう相談があったもんだから一般質問の中でそのことを議題にするからということで腹に収めといてくれという保護者には言いましたので、その保護者の問題がいわゆるモニターペアレントのような問題かもしれん。それは私は保護者との信頼関係でこの親はそんなことを言う親じゃないからということの前提条件で言うんですけれども、保育園側から先ほども言ったように問題があった場合に町民課に報告があるということと言われましたけど、その報告がないと仮定する場合には、どうこれは解決するんですか。

町民課長 直接園、町民課へお話ができない事案というのが非常にプライバシーですとか、もうちょっと大きな問題としてある可能性があります。そのときにはもちろん議員さんへっていう一つの手段がございまして、行政相談ですとか、先ほどの心配ごと相談ですとか、そういったもう一つクッションを別なところへ置いた相談窓口へ行っていただくと、秘密はもちろん守られますし、あまり直接的な関係者との話がしにくいといった場合にはそういったところがふさわしいと思います。

5 渡邊 質問があっち行ったりこっち行ったりして申しわけありません。若い人たちの町離れですね、若者定住策ということで住宅なんかも建てていらっしゃるんですけども、のちほど同僚議員から中学生会議の提案なんかもあるんですけども、私のこの中学生会議の開催を要求するのは、若者の意見というよりも、このマスコットキャラクターができて子供たちが喜ぶと同じように、意見を出すことによって若者の意欲、この町を愛する気持ち、そういう気持ちを先ほど私が言いましたプライドだとか愛する気持ち、そういうものを育てることに非常に効果があるというふうで、いろんなことをやってほしい中でも最初に提案したんですね。中学生ぐらいのそういう会が公のものが、公というか今までにないものがあれば中

学生の中ではもちろん、たぶん学校の中でも話し合われると思います。そうすると、その親もその行政のことにに関して関心を持つ、関心を持って意見を出せばそこへ入っていくんですね。そういうことによって若い人たちがこの町政に関心を持ち、この町政にかかわる、今は私名倉地区にいますけれども、町長が名倉地区へ住民の声を聞きにみえるというのはおそらく区長止まりなんです。今日は区長さんとの懇談会があるよというのをたまに耳にしますが、何か意見あるか、ということは区長から下は全くありませんから、ましてや若者の声はない。そうすると、若い人たちの声だとか女性の声だとかそういうものは今の町政ではゼロに近い。ゼロというと表現オーバーですけども、議員の中にも女性議員がみえて頑張ってみえますけれども、なかなか若い人たちの力だとか女性の力、そういうものがくみ上げられていない。そのことをどのように考えてみえるかお聞きしたい。

町長 渡邊議員さんが今いろいろ町の将来の活性化を思うという意味合いでその熱意ですとかそうしたことへの積極的な姿勢を問うという意味での御質問をされておみえになります。本当、お聞きさせていただいておって、そのとおりにかなというふうに私も同感の意でございます。そうした中でいろいろ御質問の中にありましたように、例えばこれから町の活性化を担っていく一つの手法として、例えば町に住み続ける人、また過去にもおみえになった人の中で設楽町を象徴できるような人をもっともっとPRしていったらどうかとか、そしてこの町に住む人たちの誇りを持てるようなそういう環境をつくるべきではないかという御提案もしていただきました。そして、そういったことに結びつけていくためには、やはりこれからここで住み続けようとする若い方々、また女性の皆さん、その若い方々よりももっと以前の中学生のこれからいろいろな状況を勉強されていかれるそういう存在の方々、幅広くそうした人たちへの活発的な、そして町を思うそういうお考えを聞いていくという、これは誰が思っても必要なことであろうし、私もそのとおりに思っております。そういう中で具体的に、じゃあ、こういうことがあるからこれを前に出して、そして町内外へも発信していこうとそういうようなきっかけをつくり、またそれを行うのがやはり行政の立場である、特にこの役場の態勢を強化にしてそういうこと意識を持ってどんどん発信をしていこうとそういうことは必要だというふうにも思っております。今までそうしたことができていなかったじゃないか、キャラクター一つつくるにも遅いじゃないか、我々は不満を感じとるよというふうに思われるのは、おそらくそういう気持ちがおありのことの中から意見として出されているんだろうというふうに私も認識をするところでもあります。したがって、今言われるように、反省の意味を込めながら今後さらに皆さんの期待に沿えるような状況をつくり上げていく必要があるかというふうに思います。言われて提案されてみえるそうしたことを積極的に取り組むと同時に、女性、若者、そして中学生、そうした人たちとの対話の場をつくっていけるようにこれからも努力をするつもりでございます。

そしてまた、保育園、学校等においてお父さん、お母さんが本当に悩んでみえるような問題、そして役場の職員、また保育園の園長先生はじめ職員の皆さんにお話をしたくてもできない問題、そういうようなことがもしおありになって、どこへこんな問題を出していったらいいかという不安をされて仮におみえになるとするなら、ここはやっぱり行政をつかさどる我々がもっともその人たちの立場になって常に意識を高め、お話を聞くようなそういう職員としても意識を高める中で配慮をしていく必要があるかというふうにも思います。決して冷たく突き放すとかそんなことをもちろん考えておるわけではありません。どういう形で皆さんの意思が我々に伝わるか、そしていい解決方法につながっていくか、そうしたことをわれわれは真剣に取り組んでいくのが義務でありますし、責任でもあると思っております。今後、そうしたもっとも風通しがいいというか、お互いに理解がしやすいようなそんなお話ができるような場もつくっていく必要がかなというふうには思います。そうしたことを総合的に判断をして、今渡邊議員が心配をさせていただいた町の将来についての課題、また提案、そうしたことをやはり真摯に受け止め、今後もこれに向けて一つずつ実現に向けて期待に応えられるよう努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

5 渡邊 よろしくお願いをいたします。いろんな問題がある場合、解決方法を知っている方、ほとんどが先ほど答弁されたようにそういった困った問題は行政相談、それから心配ごと相談なんかもありますから来てください、そのとおりです。だけど、普通の人、町民の9割以上は普通の人なんですね。そういう人はそういうことはもう全然わからんとか知らなくて当然なんですね。そうすると、そういう普通の人9割の人にこちらから教えてあげるとかそういうことをしないと、今答弁としてはいずれもきちっとした答弁をされましたけれども、忘れていかんのは住民の9割以上は普通の人なんですね。極端な言い方をすると、議会だより、あれはほとんどの人が読むかなと思ったら、半分以上は読んでない。残念だけど。そのくらいの感覚。写真は見るからね。昨日ある人のところ行って、「おう、邊さん、写真載ってたな」と言うもので、「載ってたよ、中見た」と言ったら、「見てない」と、そのくらいが普通の人なんです。その普通の人9割だということを、これは9割というのは私の勝手な判断ですけど、その辺を御理解していただいて町政に携わっていただけることをお願いして質問を終わります。

議長 これで、渡邊勲君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。10時20分まで休憩といたします。

なお、2と3の質問には町民課長の答弁がありませんので、相応な手当をしていただくために鈴木町民課長の退席を認めますので、十分治療をして挑んでいただきたいと思っております。

それから、一つ、再質問の場合、挙手、「議長」と言われて何番誰々という投

げかけをしていただきたいと思います。以上です。休憩に入ります。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 20 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、1 番金田敏行君の質問を許します。

1 金田 通告に従いまして、大きく 2 問ほど質問させていただきます。最初に、平成 25 年度設楽町防災訓練会についてお伺いいたします。自然災害というものは、科学機器が発達した今日でも台風の進路予想はかなりの確率で予想されていますが、それ以外の自然災害は大まかにはわかっているピンポイントの予想にはまだまだ時間がかかりそうであります。本年度にも各地区で悲惨な風水害をはじめとした土砂災害等が起こり尊い多くの命を亡くしたことは誠に残念な結果になっております。

自然災害からの町民の安全確保には、今のところ早期の避難や地区民による防災意識と自助意識の向上が現状では一番大切なことではないかと思っております。

そこで本町では去る、11 月 17 日に先ほど町長の行政報告でもありましたが、設楽町防災訓練会が行われました。今回のこの訓練の会は近い将来予想される東海地震・東南海地震・南海地震を想定した訓練でその内容は、住民の避難訓練、被災状況の情報収集訓練、初期消火訓練及び応急手当訓練が住民や自主防災会及び消防団への訓練内容でした。それとは別に設楽町職員非常登庁訓練や災害対策本部設置訓練、災害時の初動訓練が町職員に課せられた訓練内容でありました。

今回想定した地震による最大震度は 6 強と予想され、これを受けて大規模地震による被害防止、地域の防災意識、自分の身は自分で守る自助意識の向上を図るのが趣旨であったと思います。この訓練会での反省点について質問いたします。

今回の防災訓練会で、各地区での参加者の人数は把握できていると思います。先ほど全体で 882 名の参加をいただいたという町長の報告をいただきましたが、もしわかれば地区別の参加人数を教えてください。

2 番として、今回の防災訓練会の開催を、町民へ周知徹底する方法は各家庭への回覧配付及び広報無線で行いましたが、その点での反省はありますか。

3 番目に、今回の訓練会で、町民とは別に設楽町職員非常登庁訓練がありましたが、その訓練での職員の登庁に要した時間等把握されておりましたら報告願います。

4 番目に、今回の防災訓練会では、自主防災用と住民用の防災訓練会の流れを用意しましたが、自主防災会の組織やそのもの自体が住民に周知できていないのではないかと思います。町の考えをお伺いいたします。

次に、学校教育の I T 化授業について質問いたします。今回の質問の通告後に、私が通告しましたのちに、12 月 4 日の中日新聞に、経済協力開発機構、OECD が 2012 年の学習到達度調査、ピザと言いますが、結果を発表しました。そのこと



が新聞に載っておりまして。対象生徒は 15 歳の高校生ですが、2006 年まで下がりぎみの学習到達度でしたが子供自身が考える授業に力を注いできた学校現場では「結果に表れてほっとした」と喜んでおります。

その一方で、インターネットの利用度と成績の関係も浮き彫りになりました。「インターネットの利用は、子供たちが情報を集め、整理する能力を引き出す効果がある」と愛教大の先生が指摘しております。インターネットを全く利用しない生徒は、利用している生徒と比べて知的刺激や情報に触れる機会が少ない分の差が出たのではないかと分析しております。

そこで、今日の質問では、15 歳以下の生徒であります。設楽町内の中学生が海外派遣事業に参加し、日本ではできない多くの体験をして今後の学校生活や将来の人生設計に大いに役立って、あすの設楽町を担う若者になっていただければと思うのは設楽町はじめ町民皆さんも同じ考えだと思います。

本年 8 月 28 日に奥三河総合センターで行われた、設楽町中学生海外派遣事業報告会で、ある生徒が「アメリカではタブレット端末を利用した授業が行われていて大変びっくりもしたが楽しくてよかった。設楽町でもタブレット端末を利用した授業を期待したい」との報告がありました。

数日後にNHKニュースナインだったと思いますが、テレビで佐賀県武雄市がタブレット端末を導入した授業を試験的に開始したことが放映されました。私もこれがタブレット端末を利用した I T 授業なのだということがやっとわかりました。この授業体制こそ「反転授業」と呼ばれる授業であり、小学生が楽しそうに授業に打ち込んでいる姿が印象深く脳裏に残っております。この放送を見たのは私だけではないと思いますが、教育関係者の中ではこの授業方法は近い将来大きな変化点を迎えるだろうと言われております。

そこで質問です。設楽町教育委員会では I T 授業についてどのように考えているのか、お伺いします。

もう一つ、ある雑誌では、10 年後には反転授業は主流になると言われておりますが、設楽町の教育委員会の考えはいかがでしょうか。以上で私の第 1 回目の質問とさせていただきます。

総務課長 それでは、金田議員の 1 問目の質問について、お答えします。11 月 17 日の訓練会につきましては、地域の防災力の向上と、「自分の身は自ら守る」という地域住民の防災意識を高めるため、全町一斉で各地域の自主防災会を中心に、地震を想定した訓練会を実施しました。質問の 1 点目の地区別の参加人数につきましては、28 ヲ所の避難場所の参加者数はそれぞれ把握しておりますが、訓練会全体では、住民が 758 名、消防団員 108 名、総務課本部の町職員 10 名、警察 4 名、新城消防署 1 名、設楽ダム工事事務所 1 名、合計 882 名であります。

全体を説明すると時間がかかりますので省かせていただきますが、具体的に最も多く参加した避難場所は、清嶺小学校の清崎・田内区で 143 名、続きまして田口小学校の太田口・栄町区で 114 名、奥三河総合センターグラウンドの本町・萩

平区で84名でありまして、このほか50名を超えた避難場所は、津具スポーツ広場の62名、清水公会堂の52名であります。

次に2点目の周知方法についてであります。具体的な実施方法は、町の広報紙への掲載、案内チラシの各戸配布及び防災行政無線放送のほか、自主防災会長への説明会の開催等におきまして、全町一斉の訓練会への参加の周知に努めてまいりました。

しかしながら、年度当初に訓練会期日をお示しできなかつたことや、訓練会期日の通知及び、具体的な訓練内容の説明会が訓練会20日前にということ遅かつたことなど、住民への周知の徹底に欠けていたことは、住民の防災・危機意識の高揚を図る上で反省事項と認識しています。また、周知から実施までに期間が短かつたことは、各自主防災会において住民への周知やそれぞれ詳細な取り組みに関する自主防災会の中での協議する時間が少かつたということが要因であると思ひます。

したがひまして、次年度につきましては、今回の反省事項を基に訓練内容等を早期に検討し、来年4月の区長会において、実施期日及び訓練概要を説明し、住民への周知に努めるとともに、できる限り早い時期に詳細な訓練内容を自主防災会長さん方へ説明する場を設けたいと考えています。

第3点目の職員の非常登庁訓練につきましては、当初は計画していましたが、今回は総務課職員のみで、その他の職員は各地域の自主防災会の訓練に率先して参加するというこゝで、実施はいたしませんでした。

なお、総務課職員につきましては、それぞれ自宅から所定の出勤時間に対しまして、時間を調べてありまして、私を含める段嶺地区の職員は、自動車で15分から22分、田口地区の職員は、徒歩及び自動車で役場のほうへ来た方がいますが、5分から10分、津具地区の職員は、自動車で20分の時間を要しています。なお、先ほど人数を申しましたけど、当日の訓練会に参加しました町の職員は、消防団員を除きまして、52名であります。

第4点目の自主防災会に係る住民の認識についてであります。自主防災会については、自分の身は地域住民自らで守ることを基本として組織され、いざ有事の際の初動段階においては、組織的な活動が大きな力を発揮すると思ひますので、自主防災会によつては、日常的に町の防災訓練とは別に独自の訓練を積極的に行ひ、地域の防災力を高めている自主防災会もあります。今回においても、炊き出し訓練を別に実施した防災会もあります。

今回のような全町一斉避難訓練は、町としましても初めてのことでありますが、次年度以降も、毎年、計画的に訓練会を継続することが重要であり、徐々にステップアップした訓練内容に高めることが、住民の防災意識の向上並びに自主防災会組織に対する住民の理解につながるものと考えています。

また、自主防災会に対しましては、現在、防災資機材の要望調査を実施していますが、従来から防災資機材を貸与し、点検等をお願いしているところでありま

すので、今後もこれらの資機材を住民みんなが理解、認識するため、地域の自主防災会単位で資機材等の確認、使い方訓練を実施し、住民相互に防災意識を高めていくことが重要であります。

さらに、平常時の訓練等とあわせて、地区内の連絡網を整備したり、要援護者を的確に把握することは、自主防災会が組織として活動するために重要なことでありまして、地域住民全体が防災意識を高め、情報を共有していくことが、災害時において機能的に行動ができるものと思われまます。以上であります。

教育課長 それでは、教育委員会から答弁させていただきます。最初に、設楽町の教育委員会ではIT化授業についてどう考えていますか、という質問でございますが、教育委員会では今年度、ICTを活用した教育推進に関する閣議決定がされております。その中には、学力水準を目指すため、教育内容・方法等の充実を図ることとされておりまして、近年、授業においてもデジタル教材の活用が急速に浸透しており、子供たちにとってわかりやすい授業で学力向上が図られるとされております。しかしITを活用した学習活動ができるようにするためには、デジタル教材等に求められる機能の整理、ルール等の策定など整備しなければならない問題も数多くあります。教育委員会としては、現在国で行っております実証実験に基づき効果や安全性が確認できれば、学校側と調整し格差が生じないよう順次整備していきたいと考えております。

今年度は、26年4月からのセキュリティー問題に対応するための学校と協議をしてまいりました。その中で教職員、児童生徒のパソコン機器の入れ替えにあわせまして将来IT化に向け子供たちに慣れさせるための試験的に学校用のタブレットの導入も視野に入れ、来年度の予算化に向け現在調整中であります。

2点目の、10年後において反転授業は主流となると言われていますが教育委員会の考えは、ということでございますが、国の閣議決定では、日本の成長戦略の柱の一つとして、ICT教育の充実を図ることとしておりまして世界トップの学力水準を目指すため、確かな学力を身につけるための教育内容、方法の充実を図ることとしております。反転授業は生徒たちが新たな学習内容を、通常は自宅でパソコンを使いデジタルビデオ授業を視聴して予習します。教室では講義を行わず、逆に従来であれば宿題とされていた課題について、教師が個々の生徒に合わせた指導方法を与えたり、生徒がほかの生徒と共同しながら取り組む形態であり、現在アメリカで既に取り組んでいる授業方法の一つであります。

反転授業の積極的な活用をするためには教育機器の導入並びに指導方法、指導体制の工夫改善が必要とされております。特に教員指導者が教育の基礎となる学習指導要領に沿った授業で有効活用するための効果的な場面や利用方法、具体的な機器の操作方法等を習得しなければならないため、今後学校関係者、県教育委員会と連携を密にして指導方法の調査・研究をしまして計画的に情報化に向けた授業方法を模索していきたいと考えております。以上です。

1 金田 防災訓練会についてまず再度お伺いします。先ほど人数をざっと大まかには

教えていただきましたので、この人数見て、やはりもちろん住民の人口差もあります。問題はこの訓練会の、言葉悪いんですけど、自主防災会が中心にやるということでやってたわけですけど、なぜそんな自主防災がやらなければいけないのか、なんて言うそんなこと言う町民もいるんです。実際に。こんなことは役場がやることではないかと言う人もおったんです。私がそうじゃないと、これからもう自助の時代だから自分たちで自分たちの身を守らなければいけないんだよと、だからそういう時代だからいつまでもいつまでも役場に頼ってってはだめですよ、ていうことをそういう伝えた住民もおります。そこでちょっと質問なんですけども、避難場所で、地震があったとき、今回の場合は自宅待機という形をとりました。これがいい、悪いは別ですよ。それは別ですけどそういう形をとりました。一時避難場所、またはいつとき避難場所とも言う方もおられますが、そういう一時避難場所という場所の指定というのは町は考えているのかどうか、ちょっとお伺いします。

総務課長 一時避難場所というのは地区の中でここに避難するんだよというふうな形で避難場所は定めています。ただ、区長との懇談会の中においては、現実的にそこよりもっと身近な場所のほうが避難場所としては適するという意見も出されていますので、それを含めてもう少し詳細に避難場所の検討は必要だと思っています。

- 1 金田 今回訓練ですからこの訓練の内容が悪いとかそういう意味で言ってるのではないですけども、例えば今回の訓練で、新庁舎がまだできていないんですけども、例えば栄町の人たちが、なんで俺んとうが田口小学校行かないかんだ、とか言いながら歩いている方が大勢おったんですよ。今日は訓練会だから仕方ないからとりあえず田口小学校へ来てくださいよという話ししながら一緒に歩いてたんですけども、例えば新庁舎完成後、この栄町区の人たちは避難の指定場所が変更する可能性はありますか。考えていますか。

総務課長 庁舎自体は災害対策本部ということで災害の対策の拠点でありますのであれですけど、今言われたように栄町の方からも従来は想定はそこではなかった、今回の場所ではなかったものですからそういう意見が出されました。したがって、先ほど申しましたように、栄町にこだわらず他の地区においても現在指定している場所が、より適する場所があるならばその点については検討してまいります。

- 1 金田 今回、先ほど総務課長の答弁にありましたけども、この各戸配付のチラシがここにあるわけですけど、これ私はつきり言いますと、お年寄りはおもうちょっと字を大きくしてくれと、そういうことを言ってたんですね。詳細が書いてあります、ここを省けばいいなというところはないんですけども、お年寄りからの意見では、もう少し字を大きくしてくれないかと。これが太田口地区は実はこれとは別にこういう回覧チラシを配ったわけです。やっぱりこのくらいの大きさの字を書いてくれと言われたわけです。そうは言ってもこの訓練の時間、タイムスケジ

ュール等々書いてありまして、どこを省けばいいなんてところはないんですけども、ちょっとそれは次年度の反省材料としてももう少し活字の字を大きくしてということを考えていただければと思います。

そして、今回避難されました僕たちは太田口ですから田口小学校へ避難したわけなんですけども、当日大変よい天気です。小春日和の本当にいい天気でした。実際の災害時、特に今回地震の想定ですけども、地震のときも雨が降らんという保証はないわけです。雨天時あるいは夜間の場合は当然グラウンドへ集まったあとに、例えば田口小学校の場合だと体育館とかかしまホールへやっぱり避難しなければならないと思うんです。そういう場合に、休日、夜間等に田口小学校の鍵を持っているのは誰が持って誰が管理してるのかはわかったら教えていただきたいです。

教育課長 基本的には教育委員会のほうで夜間の学校の体育館等については、鍵の管理をしております。以上です。

1 金田 教育委員会が今現在鍵を保管していると、それと例えば避難勧告が出た場合、その体育館等のドアを開けるのは教育委員会が開けるんですか。それとも総務のほうで開けるわけですか。

総務課長 今回でも、もし雨が降ったり非常に寒かったりすることも想定してましたので、そういう公の施設については今回は総務課の職員が行って、訓練会の前に行って鍵のほうは開けました。ただ、本当に有事の際、うちが管理している鍵でしたら人が行って開けることはできますけど、そのときに教育委員会はまだいませんで学校の鍵については速やかにということが難しいかもわからないですけど、そこは役場の内部での調整でできる限り早く対応したいと思っています。

1 金田 そうですね、そういうマニュアルをまだできていないと思いますけども、今後のために一歩ずつ一歩ずつ進めていただきたいと思います。

次に、IT化授業についてちょっと再度もう一遍お聞きします。タブレット端末を利用した授業効果で先ほどちょっと言いましたけれども、成績がアップしたという報告が出ておるわけです。これでどのような点がどのようにどういうふうアップしたという詳細はわかりませんが、テストの結果の点がよくなったのかなという感じなんですけども、成績がアップしたという結果が出ていると。この辺を町教委も先ほど言いましたICT教育を推進しているからまだタブレットまではいかないけれどもそういう方向で進めたいということだったんですけども、やっぱりタブレット端末を利用した授業効果で成績がアップしたということは把握しておりますか。

教育課長 私もその新聞で知りましたので、そこで把握しております。以上です。

1 金田 IT化にするには当然莫大な予算がかかります。先ほど課長も答弁にありまして、効果や安全が確認できれば随時やっていきたいという答弁でありましたが、やはりすぐと言われても莫大な費用がかかりますので、私も今すぐやれ、なんてことは言いません。学校の先生等にもそれなりの勉強もありますし、あとは支度もありますから今すぐには無理だと思いますけども、やっぱりこれはいいこと

だ、さあやるぞ、といったときになってからばたばたとったんでは遅いもの  
すから、近い将来このような授業体系になることが考えられるというそういう  
意見がありますから、準備していく上にこういう機器を買うための基金を積み立  
てるという考えは今考えて持っていますか。

教育課長 実際にはどの程度の資金が、というか予算がいるのかは把握できていない  
ので、今後そういう分も含めて県とかそういうところへ情報をいただきながら財政  
課と調整していきたいと思っております。以上です。

1 金田 たぶん学校の先生方が会議、校長会とかそういう会議でおそらく出ておると  
思うんですけども、タブレット端末とかあるいは電子黒板等こういう使い方をし  
たらどうだとか、そういう機器を使つての授業はどうだということが多分もうそ  
ろそろ出てもいいと思うし、多分出てると思うんですけども、そういう話は出て  
ませんか。

教育課長 まだ今年度実証についての最終結果が出ておりませんので、そういう最終  
的结果が出た上で安全性とかそういうものが確認できれば導入を向けて前向きに  
検討していきたいと思っております。

1 金田 それではですね、最後になりましたが、総合的に、ごめんなさいね、もう一  
遍防災訓練戻っちゃってすみませんが、町長にお伺いします。やはり今回は訓練  
会でしたので役場のほうも町民のほうもちょっといろいろばたばたしたところが  
多々あったかと思えます。当日会場で私もちょっと町長と話をしたわけですが  
も、自分たちの身は自分たちで守る、こういう時代になってきたことは我々はわ  
かっていますが、まだまだ町民の末端はそういう考えはまだ持っている方は少な  
いです。やはり町におんぶ、だっこという考えの方がかなりおると思えます。そ  
の辺を町として、いや、そうではないんだよ、こうなんだよ、ということを知  
徹底できるようなことを何らかの方法でやっていただいて次年度からの防災訓練  
会をまた有効にしていきたいと思えますが、町長の考えをお聞きして私の質問を  
終わりたいと思えます。

町長 金田議員からのいろいろ御質問をさせていただいております。特にこの防災訓練  
につきましても、常々私もこうした訓練会を本当は早くもっとやらなければいけ  
ないことだという必要性を感じておりました。そういう中で今回こうした状況で  
防災訓練ということで町内皆さんにお願いをし、またそういう中で進めてきたわ  
けであります。常にこうした訓練というのは有事を想定する、そして個人はも  
とより地域住民が一緒になって助け合うそうした意識の中で避難をしていこうと、  
そうした意識の高揚を図るということがこれは重要なことだというふうに認識を  
して、またし直したところでもあります。そうした中で今回は町内一円でこうした  
機会をつくって避難訓練をしたということで、町民それぞれが個々での有事で  
の避難意識が働いたんだらうというふうにも思っております。そうしたことも事  
実ではないかというふうにも思えます。今後もこれを継続するということが非常  
に重要であろうということをおもっておる中でさらに中身の濃い、これからも充実

したっていかさういっただ状況ができあがっていくことに期待をするところでもありまして、それがまたいい意義につながっていくんだらうというふうにも思っています。ですから、単個で一度やったらこれでいいんだということではなしに継続をしていくというその意識をずっとこれからも高めながら、そして今回こした訓練会を行ったことで出された意見ですとか、今いろんなテーマ課題等が出されております。先日の区長会の中でもさうした意見が出されました。さうしたものをこれからも反映する中で毎年充実した訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。将来的にはもっと期間を大きく広げて自衛隊、警察、消防、さうした関係機関等々にも働きかけをする中で総合訓練、さうしたことへもやっっていく必要もあらうかなということも考えております。これはいつかということは申し上げられませんが、さうした機動的な訓練も行っていく必要もあらうということもこれも実現に向けて努力したいと思っております。

また、IT教育に対応するということも御質問いただいておりますが、基本的にはこした将来の子供たちの教育のためにやはり機能的なこしたものを充実して利用をして教育をしていくさうした制度等が進んでいくということもあれば、当然ながら設楽町としてもこれに準じて対応していけるような機材、さうしたものを準備していかなきゃいかならうということもさうしたものへの態勢にも常々先を見ながら予算化も図りながら、また財政等見比べる中で充実させていく必要もあらうかというふうにも思っているところでもあります。以上です。

1 金田 ありがとうございます。さうように決して遅れをつくるのではなく進めていただきたいと思っております。よろしく願います。以上で終わります。

議長 これも、金田敏行君の質問を終わります。

---

議長 次に、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 議長のお許しをいただきまして、本登壇より第1回目の質問をさせていただきます。私からは新庁舎開業に伴う職員意識改革の実行についてということも質問をさせていただきます。地元産木材使用による平屋建ての役場新庁舎が1月6日から業務開始となりました。設楽町民への明るいニュースであり、町民が使いやすい、しかも慣れ親しむ施設であってほしいと願っています。この新庁舎スタートにあたり、次のことをお聞きします。

1 番目、新庁舎はカウンターを境に、各課が並列に配置される予定です。町民が来庁されたとき、その対応が、要するに各課の対応が今まで以上に問われます。挨拶、声かけ運動等庁舎挙げての接遇の向上が求められますが、その対応についてお伺いいたします。

2 番目、町の人口がどんどん減っている現状に対しての町民の不安は大きく、その実効ある緊急対応策が求められている現状に対しまして、職員の能力向上、政策提案力がより以上に求められていますが、その対応と今までの職員からの提

言実績等、これをお聞き申し上げます。

3番目、職員も町民であり、地域活動に参加してその能力の発揮が求められています。各地域でのコミュニティー活動への参加実績、これが把握されているかどうか。そしてその実績についての数値をお伺いいたします。登壇より第1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは夏目議員の3点の質問についてお答えいたします。まず第1点目でございますが、新庁舎挙げての挨拶、声かけ運動等のいわゆる接遇の向上についてでございますが、以前、町職員の住民対応について新聞報道されたことにより、全職員を対象に接遇研修を開催し、挨拶の励行や住民サービスの向上にそれぞれ努めてまいりましたが、年月の経過により、具体的な取り組みは各職員に委ねられる部分が大きく、組織としての対応の徹底に欠けまして、最近では、接遇研修の必要性を指摘されていることも認識しています。

1月6日から新庁舎で業務を開始するのを契機に、町長を先頭に職員一丸となって、活気があり、明るい挨拶、やさしい案内、丁寧な説明、迅速な電話対応等、住民サービスの向上に努める姿勢を、住民は期待しながら、大いに注目していることと思いますので、職員はその期待に応えなければなりません。今度の新庁舎においては総合窓口はありませんので、各課職員それぞれが総合窓口という意識を持って取り組んでいくことが必要だと思います。

本来、単発ではなく、年間研修計画に基づいて接遇研修を継続的に実施することが求められていますので、1月以降の早い時期に、外部講師または資格を有する職員を講師として、職員全員を対象とする接遇研修を実施し、職員一人一人の意識及び資質を高めつつ、組織として取り組む姿勢を形として住民の方々に示していかなければならないものと考えています。

2点目の職員の能力及び政策提案力の向上に係る対応及び提言実績についてでございますが、本町の研修体系は、階層別研修、法規関係研修、長期の外部研修、講師養成研修、技術者研修等であり、毎年、職員の能力の向上を図るため、年齢、経験年数及び担当職務等を考慮し、できる限り多くの職員に研修の機会を与えています。階層別研修は、おのおの職階で求められる能力を習得するもので、地方自治法、公務員法、法制執務のような法規的な研修は、的確な法律の理解と解釈及び運用に向けての実務能力や応用能力の向上を図るとともに、法制執務の知識及び技術を習得するもので、いずれも総務課で人選し、研修に出していただいています。また、自治大のような長期にわたる研修は、国レベルの現実的課題や自治体の政策課題をいろいろな角度から学び、討論し、知識を深めることで、新たなものの見方、考え方を身につけ、政策形成、企画立案能力を高めるものであります。以前は、研修生を指名していましたが、職員の熱意と学習意欲を引き出すため、現在はみずから手を挙げる方法で研修に参加しています。さらに、市町村ゼミナールのような民間事業者のテーマ別研修は、行政を取り巻く環境の変化に先見的に対応する広い視野と高度な識見を習得するため、自治大同様に自薦で参



加しています。

このように、多面的な研修に参加していますが、直ちに明らかな結果が出るものではありませんので、日常的なOJTを充実し、職員としていろいろな研修を積み重ねることで、問題意識を持って時代の要請や住民ニーズに的確に対応でき、広い視野を備えた総合的な能力を高めるとともに、学習意欲や改善意識の向上を期待するものであります。また、学んだ知識及び能力を、地域のブロック研修会の講師として他市町村の職員に教えることは、さらにみずから学び、能力を高めることにつながり、職員としての幅を広げていくものであります。

次に提言実績についてであります。役場内には職員の提案奨励制度がありまして、職員が行政全般に関し具体的かつ建設的な方策を提案する機会が設けられています。提案されますと、提案奨励審査委員会の審査を経て採否が決定され、採用とされた案件の実施については担当課で具体的に検討し、具現化するものであります。なお、その実績は、平成21年、2件。22年23年はございません。24年、3件。25年、現時点で3件であります。

第3点目のコミュニティー活動への参加実績についてであります。各地域で職員がそれぞれ参加していることは承知していますが、数値的なものは把握していません。町内各地域では、慣習的な事業、伝統的な事業及び共同作業や、新たに地域づくり支援事業等で創出した事業等、人と人が交わりさまざまな形態の活動を展開していますが、いずれもコミュニティー活動と認識しています。町職員も、日常生活の基本的基盤である行政区の構成員であり、一住民として積極的にかかわり活動に参加しています。中には、地区の役員を引き受けたり、企画立案などリーダー的な存在で自由闊達に地域活動の推進に力を発揮している職員もいます。しかしながら、職員によって活動への参加は個人差があることも事実であります。職員は、町の施策や地域づくりにおける有益な情報を持っていますので、まず、地域を愛し、参加する意識を高め、地域住民が参加する活動には率先して参加しつつ、地域におけるリーダー的な役割を担い、住民から信頼される職員を目指すことが強く求められていると思います。以上です。

4夏目 ただいまいろいろな研修やなんかについて相当詳細な説明がございましたが、まず一番最初に1月6日から新庁舎が開業されるわけですし、1月以降、新たに接遇研修を全庁的に行うというような御回答がございましたが、特にですね、今回の新庁舎、見てみますとカウンターを境にして縦列に各課が配置されています。したがって、ただその新庁舎には図書館もございますし、子どもセンターもございます。したがって、現在のこの新庁舎よりかは住民の、要するに役場施設に対しての出入りがですね、相当、動線がふえるということになります。用事直接で行く場合もございますし、図書館から子どもセンターへ向かうときも役場の中を通る場合もありますが、そういうようなときにですね、接遇研修として1月から行われるということですが、まずはカウンターに近い職員そのものに

対してですね、住民等に積極的に自分から声を上げていただく、または挨拶等を心がけていただくというようなことがまず必要になってきます。1月からの研修で行うということですが、その成果があらわれるのは恐らく二、三カ月または半年向こうとなりますが、ただもう1月6日から待たなしに新庁舎が開業されますので、とりあえずはそういうようなカウンターに近い職員、こういうところから積極的に明るく住民に対して挨拶並びに御案内ができるような運動を進めてほしいと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

それから2番目、総合案内所はなしということでしたが、総合的な案内板はどちらのほうに設置されるのか、その点をお聞きします。

総務課長 今、議員さんが言われるのはもっともなことだと思います。まずできることから取り組んでいくのは当然のことだと思いますし、今までより多くの、あのエリアの中で多くの住民の方々と接していきます。したがって、常識的に考えても当然、人と人が出会えば挨拶をするというのが町職員だけでなく人間としての行為でありますので、それを率先して職員がやっていくというのは当然のことだと思っています。今言ったようにカウンターの職員、これも今、1月6日うんぬんという問題ではなくてですね、当然今までもそのことは求められていますし、ただ、やはりこれを契機に職員の意識をもう少し自分たちで考えてそれを行動に移すということが大事だと思っています。案内板については玄関入る手前のところの右側にあります。以上です。

4 夏目 案内板につきましては、位置はわかりました。先ほど申しましたようにカウンターに近い職員からまずは1月6日以降、即、実践的にですね、声かけをしていただけるように内部調整をしていただいていますね、町長さんみずから訓辞をいただきながら、せっかく新しい木造の優しいムードの庁舎ができましたので、そこから積極的にカウンターの職員から明るい声かけ運動、挨拶運動を実施していただくような手配をお願いします。そして先ほど全庁的な研修を行うということでしたが、これについてはですね、要するに外部のほうから専門的な方を呼ばって、要するにサービスに精通した講師をお呼びして、職員全体にですね、課長さんも含めて職員全体にそのような研修をされるかどうか。それと先ほど総務課長さんが申しましたように新聞報道等で指摘されてからいろいろな研修はしてきたけれども、最近は少しマンネリ化してやってないというようなことは、結局は町内の恒常的なチェック態勢が整っていないと認識していますが、1月から以降、接遇研修を全庁的に行うということですが、先ほどの専門的な講師を呼ばってやる研修と同時にですね、年間を通じてのチェック態勢、こういうようなものを整える用意はあるのかどうか、この辺をお聞きします。

総務課長 研修については先ほど申しましたように現在まだ確定しませんが、一応

外部のほうもあわせてですね、当たってはいます。したがって、とにかく研修は行います。チェック態勢というのがよくわからないですけど、当然ながら全職員として取り組むことでもありますので、それぞれ同じ意識でもって取り組みつつ、役場内には課長会議等もあります。それから所属長は部下を監督する責務もあります。日常的なそういった方法で、日常的な指導等も行っていくことが大切なことでもありますので、それらをお互いに情報も共有しながら、課長会議等で案件が出るようでありましたらそれぞれみんな課長の中で考えて職員に指導していきたいと思っています。

4 夏目 前向きなお答えをいただきましたので、この件については以上にしたいと思いますが、ただ各課の現在の状況で言いますと、1階の町民課へ入りますと、私も例えば、選挙の期日前投票だとか、それから住民票をもらいに行くような場合に積極的な声かけが職員からございます。それは恐らく課長さんをはじめそういう職員の意識があってそういうふうにはされておるとは思いますが、ただほかのほうの課のほうにつきましてはですね、ある程度はちょっと町民課より落ちるかなあと、こういう認識を持っていますので、ということは結局は各課の課長さんが常日ごろそういうチェックを意識を持ってですね、職員の方々に、きのうは声かけが少なかった、きょうはよろしく、というような呼びかけをしてもらって、それが積み重なって職員全体に意識が行き渡ると、こういうことだと思しますので、その辺はひとつ町長さんをはじめ助役さん並びに各課の課長さん、意識を持って内部徹底をお願いしたいと思います。2番目に政策能力並びに提言実績ですが、先ほど提言実績については22、23はゼロ、そして今年度は3件、昨年度は3件ということでしたが、それが実際に、要するに審査委員会にかけてですね、実施に移されたのかどうか、その辺の内容をお聞きします。

総務課長 今言った件数は提案の件数でありまして、もう少し提言というかそういうものについてはですね、例えば各課の中で、こういうことやったらどうだとかいう考えがですね、それぞれの職員からも挙がってますね。それについてはその課の中で、例えば次年度にやろうということ予算計上して実施しているとそういうケースも多分にありますので、そこだけちょっと区別していただきたいと思えます。提案の関係ですけど、24年に提案され、25年についてはそれぞれ3件、3件であります、そのうち5件、6件のうちですね5件が採択となっております。1件は、これは国の制度等もありますので、早急にとということではなく、1件は保留という形で今後も検討するという扱いになっています。それで24年度に提案されたものについては25年度の予算に計上し、実施していくということで、現在のところちょっと滞っていますけど、手はつけていますので年度内にはそれを形としてあらわしていきます。以上です。

4 夏目 各課別に提案、全庁的に提案がされとるということの中で、細かい事務、日ごろの仕事に対しての改善みたいな提言、そういうようなものについては各課別に対応しておるとこういうことでした。が、例えば全庁的な重要課題等に対しましてですね、これは町長さんにお聞きしますが、例えば課長会議、横並びの課長会だとか補佐会だとか、それから課長会、補佐会を通じての全庁的なですね、課題に対して恒常的に研究するようなシステムが現在あるかどうか。もし、ない場合には、それをこれからつくる用意があるかどうか。というのは職員自身が常日ごろ全庁の課題を認識しながら、それを常日ごろの仕事を通じてどうしたら町の活性化または住民の福祉に役立てることができるかというような常々考えていくシステムづくりが私は必要だと考えておりますので、そういうようなことについて現在そういうような横断的、重層的な職員の課題に対する研究システムがあるかどうか、それから、ない場合には、それを今後つくるかどうかということをお聞きします。

町長 いろいろ御質問していただいておりますので、最後にまとめて私のほうからと思っておりましたが、今の職員のいろいろ思い、そうしたものをなんとか町の将来のためにつなげていけるような政策立案、そうしたものを生かせるそうした部分の態勢があるかという御質問であります。先ほど総務課長が申し上げるようになりますね、職員が今、提案システムというのはつくっておまして、どの職員に限らず、職員であれば常々そういう意識の働く人たちをもって提案をしていくというシステムができ上がっております。それを先ほど件数が今これだけあってというようなお話を申し上げたんですが、その状況をですね、やはり上がってきたものは当然ながら審査委員会というのは課長含めて委員会が設置されておるわけですが、こうした奨励審査委員の中で、具体性があるもの、また現実性があるもの、これは町にとって必ずやっていくべきだとか、これはいい提案だぞという評価をしながら、これを具体的に課していくという、ステップを上げていくと、そして現実に持っていくというそういうシステムは今つくっております。しかし、それだけで町の職員が常々思っておることを吸収して、生かせるかということとそればかりに頼っておってもいかんというふうには思います。したがってですね、こうしたものに取り上げられなくてもですね、常にそういう意識を持って新しいプラン、いろいろな町づくり計画、計画というか、町づくりのために発想的にあるものがあればどんどん出してほしいということも、先日も私、課長会議でも課長さん方に申し上げてはおるんですが、やはりそういう職員一人一人が常に意識を高めてステップアップをしていくために、今ある仕事はもちろん、与えられた仕事はやるのは当然ですが、それ以外の部分について町づくりのための意識改革というものを働きかけてほしいということ職員の方に強く要請をしております

す。そういう中で上がってきたテーマを我々がみんなで議論をしてまとめて、これならいけるというものがあればどんどんそれを発信し現実に持っていききたいなというふうに思っております。

4 夏目 今の御答弁ですと提案等に対してそれを実行段階で職員からの意見を聞くということなのですが、ただ私が言ってるのは、もう少し大きなことで設楽町が抱える課題に対して横断的また重層的にしかもそれを恒常的に常設的にですね検討するシステム、そういうものが職員の能力を向上させ、そして現在設楽町の中だけではなくて、他市町村の中でいいものがあればそれとも比較検討しながら、それをうまい具合にそしゃくして、当町の施策として生かしていくような検討を、職員の検討システムみたいな、要するに課題に対する恒常的な研究をし、それを町長に対して、または町民に対して提案できるようなシステムづくりがこれからは必要になってきます。例えば同僚議員が先ほど質問しましたIT教育に対しても、教育委員会だけの内部だけで検討しておるだけではなくて、当然に保育園のときから、または学校通じて、そして中高一貫教育の高校の意見も聞くというようなことと、それから財政的な問題も出てきます。そうしますと単に教育委員会だけで検討されるだけではなくて、全庁的に例えば課長さん方忙しいならば、補佐または主査クラスで有志を募ってそういうような検討システムを検討のグループをつくってですね、他市町村のいいところを学びながら、それを十分にそしゃくして当町に生かすようなシステムづくりが職員のまたは政策提言能力に生かされるのではないかと私は思っていますが、そういうようなものについてぜひぜひつくっていただいて、職員の意識の向上または能力の向上を図っていただきたいと思っておりますがその辺のお考えをお伺いします。

町長 わかりました。今言われる意味が私もそういう役場の組織化の中で将来こういう町のあり方、また企画そして開発、そうした新しい部分をみんなで議論をするような専門的な検討組織、そういったものは必要かなって思います。今後そういったものへも仕事の中で枠を広げてですね、より充実した検討の場を立ち上げる必要があるかなと思っておりますので、今後職員の中でもその姿勢等を伺いながら、そうした方向で検討してまいりたいとこういうふうに思っております。

4 夏目 町長さん、かなり前向きな返答いただきました。私は現在ある課題について5年先または、まあ10年先というのはちょっとオーバーかも知れませんが、二、三年または5年先を見据えて、そして問題が起きてから始動するのではなくて、問題が起こる前にそれを手当てできるような職員の恒常的な研究システム、それをもって今度は政策提言に移行させるというようなシステムをぜひお願いしたいと思います。

さて3番目ですが、先ほど職員のコミュニティー活動への数字を把握されてな

いというふうに申されましたが、要するに昨年、私が町長にお伺いしました9月議会を見てもコミュニティづくりにつきましては、職員がそういうところで活動して、なおかつ地域の課題なり、住民の皆様方の要望を吸い上げるには公助の柱として一つ活用してはどうかという見解を説いたところ、職員には積極的に参加するよう促していくという町長さんの昨年9月の回答をいただいております。しかしながら、私は田口のコミュニティで今現在やっておりますが、田口のコミュニティのほうだけを見ても、職員の方が加入された実績はないし、ほかのほうにもちょっとお聞きしましたところ、そういうような実績もございませんが、そういうような重要性は把握しているけども職員に参加を促すと言われた状況から見て、この1年間何ら進歩されてませんので、その辺について改めてですね、職員の皆様方に今度は役場の内部の中での能力研さんだけではなくて、外部へ出て住民の方々と十分コミュニケーションをとり、その地域の課題なりそれから住民の皆様方の感情をですね、直接職員の皆さん方から町長並びに施策に生かすような、こういうようなシステムの中では職員の皆様方のコミュニティ活動への参加は、私は重要だと思っておりますが、その辺の認識を再度お伺いします。

副町長 コミュニティ活動というのにつきまして、夏目議員さん田口のコミュニティの話だけをされてるかと思っておりますけれども、コミュニティ活動につきましては、それぞれの職員、それぞれの区、あるいは組においてもですね中心的な存在でございます。ですので、その際ですね、いろんな活動について、例えばお祭りとかですね、いろんな防災訓練も含めてでございますけれども、そういうときについては積極的に参加しているものと思っております。でございますので、コミュニティ活動につきまして全く参加してないんじゃないかというような御発言でございましたけども、役場の職員、地域へ行くと、私も地域へ戻りますと若い衆と言われております。もう60過ぎましたけども若い衆ということで本当に頼りにされていると思っております。役場のここにいる課長たちもそれぞれの地域において、それぞれの地域で一生懸命活動をしておりますので、全く活動していないということではございませんけども、その中でいろんな地元の方々と話をしながらいろんな困りごととかですね、いろんな政策につきましても御提言というか、ざっくばらんに腹の中をさらけ出してお話をいただいていると思っておりますので、その件につきましては、いろんな形で吸い上げながら町政のほうに吸い上げていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

4 夏目 私は必ずしもコミュニティ組織、要するにコミュニティ推進委員会そのものがコミュニティ活動の全てであるというふうに言っておるわけではございません。当然ながらお祭りなり、それから地域のいろんな行事、そういうよう

なものに参加され、または先ほどのフェスティバルなんかでもそうですけれども、いろんなところで職員も町民でありますので、参加していただいて活動していること実態は把握しています。ただせつかくつくったこのコミュニティー組織推進委員会というものについては、要するに地域の区長さん方も取り込みながら年齢構成も重層的に20歳代から70代ぐらいまで、それから男女の比率、それから職業も相当違った方々が参加しながら、その中で一つの行事なり課題なりを検討して皆さんの知恵を出し合って、そしてよりよい行事をしたり、よりよい地域活動をしているという認識にありますので、そういうところから見てみますと現在コミュニティー組織がないのは清嶺地区の清崎・田内、そして津具のほうでは、要するに1つはございますが上津具にはございませんし、名倉も西納庫のほうの川口、清水あたりでしたか、あとは東納庫のほうもございません。ただ、そういうようなところでせつかく近隣社会、要するにこれからIターンの人も入ってくるし、従来の住民との意見の食い違いも乗り越えながらよりよい地域づくりをお互い協力して共同してやろうという中で、そういう組織があって、なおかつ、いろいろな地域の課題の中にそれを率先して表のあらわれた形で皆さん手を出し合って、若い人から年寄りまでいろいろな活動をしていく、そして課題解決について動いていくという中ではそういうところへ職員の皆様方もお祭りとはまた別に、参加していただくことが私は重要かと思っていますが、その辺のところをまた役場のほうの昨年の町長さんの答弁ではございませんが、重要と判断し積極的に参加を促すというお答えもいただいておりますが、この辺の認識を再度お伺いします。

町長 満足がされていないというふうにお考えなのでしょうかね。役場の職員も言われるように町民なんです。地域へ行けばやっぱりその地域の中でみんなに期待をされながら、いろいろな行事に参加をしたり、地域の住民の方々ともお付き合いをしながら努めておるといふふうに認識はしておるんです。そういう中であって、また個々で行う、例えば田口でいえばコミュニティー組織があるからそこへ参加をしてきて、みんなと同じような境遇の中で一緒にやってもらったらどうだろうというような、そういう提案がされれば、それは率先して行くべきであるし、個々の考えはもちろん職員としてもあるわけですけども、基本的には地域の住民ですので、そこへ率先して参加していくということは当然なこと、当然というのは、職員であるがゆえに当然であるということだろうなという認識で私は言っておるんです。ですから、町長に言われないと出ていけないということが仮に個人的な考えであるとするならそれは別にして、やはり基本的には町長に言われようが言われまいが、地域の人たちと一緒にそういう活動をしていこうというのが基本に思っています。ですので、改めて町長もう一回みんなに声かけよという

ことであれば、これはかけないわけではありませんけれども、言われないとやらないというようなことであってもこれは悲しい話だと、残念だと思っています。ですから、この地域で生活をしている一員ですので、それは特に役場に職員であるがゆえにみんなと一緒に活動を行っていくということは、基本的には今までもそうですし、これからもそういう考え方が変わっておるわけではないというふうに思っています。ただ実際に来ておらんだで出てこんだで、俺はそうは思っておらんよというふうに言われるのであれば、そういうふうに思ってみえるのかもわかりませんが、こういうふうに言われることは、そういうことだろうと思いませんけれども、やはり基本的には町職員はみんなそんなことを否定して、出ていくのはいやだなんて言う職員はいないと思っています。ですので、結果的にみんなと一緒に協力して活動ができるように態勢維持というのはこれからもやっていく、そしてその考えには変わりはないというふうに思っておりますので、あえてこうやって議題として出されて一般質問の中で職員が、中にはやる職員もおるが、中には出てこん職員もおる、そりゃあると思うんです。ですが、やっぱり個々の、やっぱり気持ち、そうしたものの強いか弱いかというものがあるかと思いますが、やはり強く持って、そういうところへ率先して出ていくのが職員としてもやはり、職員であるがゆえにそういうところへ一緒にやっていくことは、必要なことだろうというふうに思っておりますので、町長としてもそういう機会を捉えて、積極的に参加をしてもらうことがいいことだと思うよということはある気持ちはありますし、言われなくてもやってもらえるものだというふうにも思っております。以上です。

4 夏目 各地区ですすね、先ほど副町長さん申しましたように、まだ 60 代は若い衆だ確かに、お年寄りが多い中で特に役場の職員というのは 60 前ですのでそういう方々が入っていただいて、いろいろな職員として得た知識、知能を地域活動の中に活かしていただくということは大きな戦力です。したがって、そういう期待はありながら、あるもんですから、私はこういう質問をさせてもらっておるわけですが、現在各地域のお祭りとか地域清掃とかそういう行事については昔からの慣習ですので、これはもう職員であろうがなかろうが、その地区のことは当然に慣習として、習慣ではございません、慣習ですので、地域ごとに出ていただく、これはもうこのままのことだと思いますけれども、ただいろいろな組織があってその組織が地域の活性化を願って活動しておる場合には先ほど申しましたように、もう従来からの活動をして 20 年も 30 年もたちますとかなり高齢化されております。したがって、もう 60 代は若いほう、ただし 70 代以降ではいろいろな発案、提案を若い人にしようとしてもですね、なかなかそれが浸透できませんので、そういう上においてもですね、役場の職員、特に 30 代、40 代



の方々が入っていただいて、20歳の若い人たちにこういう考え方があるよということの、要するに仲介になってもらうようなことになればですね、それはまた組織の新たな活性化につながるだろうという思いがあって私はこういうような質問をしておりますので、ぜひぜひ、そういう思いをですね、職員の皆さんに伝えていただいて、それぞれの活動の中でその能力を発揮していただくよう、町のほうとして積極的に訴えかけてほしいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

副町長 おっしゃることわかります。職員もそういう意識でもってやっていると思いますので、時間外でございますので、職務命令という形ではとれませんので、その辺も含めて課長会議等でなるべく積極的に出るようにとすることは言わせていただきます。

4 夏目 要するに期待していいのか悪いのか私わかりませんが、お答えとしては、まさに満点なんですね。ただ同じようなことをこのコミュニティー活動だけではなくて、いろいろな施策の中でもそういう、なんて言うかな、中立的、平等的な回答がされるたびに少しずつでも前へ進めないかなあという、要するに感情が湧いてくるわけですので、そういうようなことについてですね、もう少しこう町として職員に対して積極的に働きかけるような機運を持ってですね、やってほしいということを要望しまして私の質問を終わります。以上でございます。ありがとうございました。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

議長 午前中の時間が中途半端でありますので、お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは13時まで休憩といたします。

---

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、2番金田文子君の質問を許します。

2 金田 2番金田文子です。それでは質問させていただきます。先日、設楽町出身の大学生からこんな質問を受けました。「政策で1票を投じたかった。けれども、私の周りには、ふるさとの現状とそれをよくするための政策を深く話し合っている大人たちがいなくて、話を聞くことができなかった。私はいったいどこで学ぶことができるのか」と。この町の政治、地方自治に寄せる真剣な思いを強く感じました。この質問に、どう答えたらよいでしょうか。

「地方自治は民主主義の最良の学校、その成功の最良の保証人」と言われます。が、この若者は、地域が「民主主義の最良の学校」になりえていない現実を突きつけてきました。これは、教育の問題です。学校教育というより、むしろ地域の教育力の問題です。私たちは、地方分権、住民自治の時代を生きることになりました。ですから、住民参加は、生涯学習のいっそう重要なテーマです。地域のこれからを担う子供たちに地方自治の基礎学力をつけてもらわなければ、町の未来はありません。

こんな社会情勢を反映して、各地の自治体で子供の参画を進めるようになり、その一環として「中学生議会」を開催するようになりました。既に隣接市町でも取り組んでいる事業です。

町内の中学校では、地域に出て体験的に学ぶキャリア教育を実施して、その成果を上げています。その成果とは中学生の考え、行動そのものです。例を挙げますと、設楽中学校の職場体験の発表では、体験から得た、働くことへの意識、労働観の広がり深まりがあらわれていました。津具中学校の借楽園でのお年寄りとのふれあい活動では、高齢者の生活機能の維持向上を考えたプログラムを企画し、お年寄り一人一人に寄り添った言葉かけをしている姿に出会いました。

地方自治の仕組みについては、中学校3年生の公民で学び、地域の課題や地方財政の変化まで調べています。

このような学びを重ねて地域を見つめている中学生です。中学生の視点で、この町の地域課題解決への意見を出してもらおう場として、また、設楽町の地方自治を担う人材を育成する実践的な場として、設楽町中学生議会の実現を願います。

質問項目です。1、行政当局に、中学生議会を実現するお考えはありますか。2、中学生議会を可能にするためのマネジメントは誰が、どの課が担当するのが適当ですか。3、主権者である中学生にも、新しい議場を体験の場にしてもらう、つまり26年度から使ってもらおうようにしたらどうですか。

続いて、2点目の質問です。高齢者・障害者福祉事業者の育成についての質問を通告しておきました。設楽町の高齢者福祉・障害者福祉政策がよい方向へ変革する兆しが見えて喜んでいきます。名倉地区にグループホームが開設され、「安心したぞん」という高齢者の声を聞きました。田口高校に養護学校分教室が開かれ、通学困難が解消されて地元で学習できるとの朗報もありました。関係者の御尽力に心から感謝します。

一方で、介護保険法の再びの改定により、要介護度の比較的低い高齢者のケアの責任が、基礎自治体に大きくシフトしてくると予想される事態になりま

した。

要介護度が低いうちに、適切に、十分にケアされないと、重度に進行するスピードが高まると指摘されています。しかし、ケアに係る社会資源は十分ではありません。高齢者や障害者の生活の質の維持の面からも、ケアに携わる事業者や人材の不足などの面からも、早急に対応を考えなければならない局面にあります。

そこで質問です。1、まずは今ある事業者、ケアに携わる人材の継続して働いてもらうことを可能にすることが必要です。町は、名倉生活サポートセンターを新たな相談支援事業者として認可しました。社会福祉協議会に加えて、ここも相談支援事業の委託先に加えるのか、お尋ねします。2番、愛厚ホーム設楽苑の入所待ち人数が100人を超えるといいます。当事者も家族もぎりぎりまで頑張っています。介護者の負担を軽減するサービス提供は足りていますか。3番、サービスつき高齢者住宅、障害者住宅等、家族を失った高齢者や親を失った障害者が生活できる施設を整備していきますか。また、そのお世話する人、事業者の育成をしていきますか。

では、3番目のふるさと納税制度の積極的活用について質問します。人口減などで税収が落ち込んでいく一方で、新たな財源の確保に努力する自治体がふえています。たとえば、ホームページや広報誌に広告を掲載するとか、住民税徴収システムを改善して納税率を高めるとか、これはうちの税務課でもやったださっていますよね。それから、ふるさと納税による寄付を増加させるなどです。

ふるさと納税制度は、収入をふやすだけでなく、自治体のよさを広く認知させるツールとして使われており、成功事例が、マスコミに取り上げられています。工夫すればできるものだなあ、と感心すると同時にこんな声も聞きます。自分のふるさとの自治体はどうかなと、設楽町のホームページをのぞいたよ、という声もありました。ウェブ上には、全国のふるさと納税を一覧できる専用サイトがあり、これを見て魅力的な自治体にふるさと納税をする人もあるとのことです。

設楽町でも、これまでのふるさと納税制度への取り組みを反省し、改善策を講じると聞いています。前向きな方向ですから、協力体制をしいて効果を上げたいものです。

では質問です。これまでの取り組みの問題点は何でしたか。それをどう改善するのですか。2番、成功事例としては、ふるさと納税者にお礼として特産

品を贈る方法、自治体の魅力的なプロジェクトを推進するために募金を募る方法などが目立っています。では、設楽町は何をするのですか。そして期待できる効果はどんなことですか。3番、ブランド化事業、先ほどからの質問にも取り上げられましたけれども、ブランド化事業との具体的役割分担はできているのですか。以上を1回目の質問とします。お願いします。

企画課長 金田議員の1番目の中学生議会の実現についての質問にお答えしたいと思います。先ほどの渡邊議員の質問と重複しますが、その点は御容赦ください。最初の中学生議会の実現についてですけれども、将来を担う中学生から地域の課題などの意見を聞くことは、大変大切であると考えています。この一つの方法として中学生議会の開催があると思いますけれども、先ほども言いましたように中学校のほうのスケジュールも、このところさまざまな行事が目いっぱい聞いておりますので、町長との懇談会や役場執行部との意見交換会といった方法も考えておまして、議会にこだわることなく中学生の視点から貴重な意見を出してもらい、これを行政に反映していくべきと思っておりますが、先ほども言いましたように、中学校のほうも行事等が多くありますので、中学校側の意見を尊重して、例えば中学校側から議会開催の要望等があれば対応してまいりたいと考えております。

2番目のマネジメントの話ですけれども、中学生議会は、中学生に議会や行政の意義やしくみを理解してもらって、地域や政治への関心を引き起こすという目的に加えまして、中学生が町の課題を発見し、それを解決するために行政側と意見交換をする機会を持ち、地域づくりに反映させるという目的もあわせ持つものと考えますので設楽町の役場の場合は企画課が適切かと考えております。

新議場を供用開始する来年度に実現してはどうかということですが、先ほどの実現性のところでも申し上げましたとおり、中学校側の意向によりですけれども、一過性のイベントに終わらないような、何らかの方法を考えていきたいと思っております。1番目の質問の答弁は以上です。

町民課長 高齢者・障害者福祉関係事業者の育成についてにお答えをいたします。まず1問目の、10月に認可した相談事業所を町の委託事業とするか、という質問でございます。設楽福祉村キラリントープに10月1日に開所した相談支援事業所「生活サポートセンター名倉」について、平成26年度予算の中で、設楽町の委託事業所として位置づける予定で進めております。町としても、障害者の相談支援事業が充実していくことには大変期待をするものであります。

2つ目の、介護者の負担を軽減するサービスの提供は足りているか、ということでございます。介護者の負担を軽減する制度としては、ショートステイ施設、デイサービス施設が愛厚ホームなどの施設へ設置され、稼働をしております。また、介護者が健康診断を受けるための補助制度もつくられております。

一方で、施設入所に関して、高齢者の介護サービスの需要と供給に関して、愛厚ホーム設楽苑で、11月末現在で、119名の入所待機者があると聞いております。また、本地域では集落が点在している山間地であり、介護保険サービス事業所にとっては採算性が低く、加えて事業者が各種資格者を募集しても集まりにくいと聞いております。このような状況で、都市部と比較して事業者の進出が見込みづらく、特に施設サービスについてサービス提供が足りていない状況であると認識をしております。障害者介護面でも同様な状況であります。

3つ目の、サービスつき高齢者住宅のような親・家族を失った障害者高齢者が生活できるような施設を整備するか、という問でございます。現在、高齢者介護のためのグループホームとして、清嶺地区の「グループホーム設楽の家」、名倉地区の「グループホーム設楽名倉の家」に、事業者が参入をしております。

介護施設のサービス提供体制については、今後、平成27年から29年を計画期間とする第6期町介護保険事業計画策定の中で、介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会での議論を踏まえながら、検討をしていきます。なお、この計画については、国の介護保険一部改正案ですとか、東三河広域連合設立の動向を見極めながら、来年早々から町の委員会を開催して、検討していきます。

障害者の介護の面では、地域密着型の小規模グループホームのような受入施設へ事業者が参入するのを町が支援する方法がとればよいと考えております。

また、障害者用グループホーム用に住宅改修をするような場合、愛知県が規制緩和する方針を打ち出していますので、事業者が参入しやすい環境に向かっているものと思っております。

次の、お世話をする人、事業者を育成するか、という問でございます。毎年住民を対象とした家庭介護教室、それから事業者を対象とした各種専門研修を町主催で実施をしております。今年度の実績として、7月に事業者職員を対象にして介護支援専門員研修を5回開催し、延べ78名が参加をしております。

住民向け家庭介護研修では、5回のコースで11月から12月中旬まで実施をしておりますが、毎回15名程度の参加をいただいております。

将来的には、介護研修を積んで、ヘルパー資格などを取得した人が、就労の機会が広がるよう環境整備を進めていきますし、また、看護医療関係への進学のための奨学資金制度も積極的に活用されるようにPRをしていきたいと考えております。以上です。

企画課長 3番目のふるさと納税制度の積極的活用という御質問にお答えさせていただきます。初めに、ふるさと寄附金、ふるさと納税制度に関して簡単に説明させていただきます。この制度は、確定申告を行っていただくことで、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されるというものであり、全国的な制度であります。最近、新聞でも、先ほど金田議員言われたように、掲載されたことから御存知の方も多いと思っております。それでは、質問にお答えさせてい

たきます。

最初の取り組みの問題点、どう改善というところですが、初めに、愛知県 54 市町村の取り組み状況から御報告いたします。寄附者に対し、後日利用できる入場券とか招待券、または特産品をお礼として送っている自治体は 54 市町村中 8 市町村あります。そのうち、寄附額に応じ特産品の種類を変更している自治体は、新城市、田原市、北名古屋市、豊根村の 4 市町村であります。他の自治体の取り組み状況では、寄附者に対して広報紙を送ったり、感謝状の贈呈というものが多く、我が設楽町もそのうちの一つであります。よって、このことから、これまでの取り組みが他市町村に特別に劣っていたというわけではなくて、より活用しやすいように改善していくという方向で検討しております。

それから改善を検討するに至った理由ですが、昨年度、企画課と商工会の担当者間で、あるいは町長と商工会員の若い経営者との懇談の席なんかで、商工業に対する地域の課題を検討した際、顧客となる人口がどんどん減ってきておりますけれども、かといってインターネットで販売を行って各商店で実施するという事は、売上と人件費を考えた場合、現実的ではないという課題があり、そこで、今年度に入り、ふるさと納税制度を活用し、インターネット販売の検証を行うということを企画課のほうで検討してまいりました。当町の取り組みに関する課題につきましては、PRの方法と寄附者、寄附してくれる方の納入方法の利便性の向上だと考えております。

まず、PRの方法に関してですが、これまで、特異的な取り組みを実施していたわけではございませんので、町のホームページに掲載する形でとどまっております。平成 26 年度の当初予算に今のところ要求しておりますので、確定とは言い難いわけですが、今後は、物品や生産者コメントなどを掲載したチラシを作成して、設楽町に縁のある企業などへお配りし、PRしていけたらと考えております。ふるさと納税には、全国的なポータルサイトが存在しております。しかしながら、全国の事例が掲載されているため、効果を出すためには、サイトが提案する特別広告などを利用する必要があると考えられますけれども、高額なため、今後の検討課題ということに今年度はさせていただきました。

長野県の阿南町を例にならい、町に関係ある企業などへチラシの配布に心がけますけれども、より効果を高めるために、議会の皆様にも御協力をいただければと思います。

次に納入方法の利便性についてであります。これまでは、当町へふるさと納税を寄附しようとした場合、希望者は役場へ電話を入れて、住所、氏名など確認後、納入通知書を送ってまいりました。今後は、多くの自治体を取り入れている PR チラシに全国の郵便局で利用できる振込票を印刷して利便性を向上させたいと郵便局と現在調整をしています。

2 番目の、事例として、特産品を贈る方法、プロジェクト推進への募金等が目立っている。設楽町は何をするのか、という質問ですが、特産品の募集に

関してですが、これまで農協や森林組合、商工会などの組合組織に宣伝させていただいているほか、12月19日発行の広報したら、町のホームページで募集をさせていただきます。これは、個人事業主の方も対象としております。複数品、例えば、お米なら品種ごとの選出も可能であります。募集させていただく特産品には次の要件をつけていくことを考えております。1番目が、地域内で生産・加工されたものに限るということ。二つ目が、地域内で利用できるもの。これは、例えば草木染の体験だとか、こんにやくづくり体験、体験農園などを想定しております。次に特産品の種類についてです。成功事例では、わかりやすく1品に絞っているところと多品目を選択できる形の2種類があります。当町では他品目を選択できる形を選択し、寄附額に応じて1万円以上2万円未満、2万円以上3万円未満、3万円以上という3コースを一応考えておるんですけども、それぞれ送付させていただく特産品の額を決めて、行いたいと思っております。送付の方法ですが、寄附の納入確認と選んでいただいた特産品を確認後、特産品を選出した事業者へ連絡して、事業者みずから特産品を送っていただきます。よって、特産品の選出には送料と商品価格、消費税などを含んだ形で選出していただいて、事業所から伝票の写しだとか、請求書を役場へ提出していただいてから、当該料金を支払う形をとることを検討しています。

この事業に期待することですが、それは、この地域の景観や人の営みを将来につなげるということであり、関係する事業、人の営みを継続していくためには、各事業所の後継者の存在が必要であり、大きく捉えれば設楽町の存在の継続、あるいは過疎対策に資するということでもあります。その一つの手段と考えております。

3つ目の、ブランド化事業との具体的役割はできているかということですが、役場組織として、この事業の検討に際し、常に意見調整をさせていただいております。ブランドとは、お客様が当方の提供する商品に信頼をおいて選んでいただくことで、成り立つと考えております。そのため、生産者コメントには消費者の方に生産方法など安心・安全が伝わるようなコメントを期待しております。また、この事業に関して、何がどれだけ選んでいただけたのか、数字で答えが出ます。どのようなPRの方法が消費者に訴えていくのがよいかなど、検証可能だと考えております。このような情報をブランド化事業へ提供し共有していくことが役割分担の要であると考えています。以上です。

2 金田 それでは引き続き再質問させていただきます。まず中学生議会のことについてですが、聞きようによっては中学校の要望があればとか、中学校が忙しすぎるからとか言って、なんか中学校に責任をいうか転嫁しているように思えるんですが、私の提案が中学校にもお願いして、住民としてこれから住民自治を、先ほどから午前中の質問でも出ているようにタウンプロモーションにしても自助努力にしても皆住民たちが自分たちで考えて自分たちで行っていくっていう、そういうふうにならなければならないので、地方自治、自治の市民性のあるっていうか

公民という住民、町民になるための基礎勉強ということで、ぜひ学校にももちろん働きかけると思うんですが、行政、あるいは私たち議員も責任があることですので、ぜひ体験的な場として中学生の時代から学んでもらえるようなものにしてほしいなというふうに思っています。それでは町長さんが意見を聞いてくださるっていう懇談会とかそれではちょっと足りないのです。住民自治の仕組みをきちんと学んでいくためには、やっぱり議会の形式をとることが望ましいと思っ

企画課長 教育現場に基本的には押しつけることはできないって私は思っております。呼びかけることは校長会において、こういうことが可能ですかねという問いかけはいつでもできることでありますので、実はうちのほう議会だけではなくて、広報のほうで子供の視点で何か記事が書けないかということで、子供のページを設けようと計画したんですが、やはり忙しいということで、なかなか御参画はいただけなかったという事実がありまして、なるほど私の子供もまだ中学生ですけれども土日ほとんどいませんので、果たして可能かなという気がしております。

2 金田 私もいい加減に質問したくなかったので、中学校にヒアリングに行っていました。今の広報誌についていうページですけど、丸投げしてしまうのは全く無責任というか、学校に押しつけるということなので、やっぱり学習の成果、学校での学習の成果や生活の実態っていった地道な道筋でもって発想してもらうことを大切に考えていかないとイケませんので、例えばですね、新城市の6中学校の今年度の質問内容を分類してみますと、総合学習で取り組んだテーマ、これをもとにして質問を組み立てています。それからある学校では公民の、さっき1回目の質問で言いましたが、公民の地方自治のことを学ぶ、その学習時期が今ごろになっていますので、ちょっと3年生の今ごろなので、質問するには遅すぎるので、学校で時間を前倒しに調整して下さって、3年生の早い時期に公民のその地方自治の勉強のカリキュラムに直して下さって、公民の勉強等をもとに質問を組み立てているもの等がありました。校長先生方の感触も公民を担当していらっしゃる先生方の感触も、これはよいことなので、工夫してやれたらいいなあという私のヒアリングのほうでは感触でしたので、それを学校で全部やれよってなっちゃうと大変なので、具体的にもアドバイスしてほしいとか、そういうことは公民の先生からも聞いていますので、これはまた詰めていくことだと、細かいことは詰めていくことだと思いますので、ぜひさっき課長がおっしゃたようにイベント的に一過性のものとかって、そういうふうではなくって、うちの町の住民をちゃんと育てる。地方自治の力を育てるための基礎学力を学ぶ場っていうことで、中学生では公民で位置づけられていますので、それを学習したことをやはり先ほども出たO E C Dの学力検査ではないですけども、応用力のある人間にしていかないとだめだっていう時代に来ましたので、ぜひ子供たちが学ぶ、非常にす



ばらしい学びをしていますので、その応用力の場としてぜひ実現の方向でっていうふうに私は考えてここで提案しているのですが、学校へ丸投げじゃなくって、行政も私たち議員もそれから学校も三者が歩み寄ってっていうかな、子供たちのことを考えてっていう方向でマネジメントしていただくことはできないでしょうか。

町長 金田文子議員の中学生がこの町でこれから住み続けて、将来にわたってそうした町を思う、そうした能力を高めていただき、そしてこれからの世代で活躍をしていただける、そうした人材を育てるためにも議会というところの場へ経験を踏んでいただいて、我々町行政の執行者と議論を取り交わすということも大変いい勉強になると思いますよという御提案は理解ができます。そういうことも必要だろうと思います。そういう勉強というか教育の部門でそうしたものを習得する、また経験を積むということは町政を行う者の執行者としては当然必要であろうし、これからもそういうことも考えの中に入れていかなければいけないというふうには思います。しかし一方では学校の教育部門の中でそういうカリキュラムとして社会勉強、そして知識を高める、議会というものはこうだと、地方自治はこうだということも学校の教育の中で位置づけられて先生方が必要だというふうに思われることは、一方では教育者としてのお考えもあるでしょうから、それは尊重しないかなと思います。したがってですね、先ほど課長も申し上げてるように別にこれを拒もうという、そんな気持ちでおるわけではないんです。学校としてのやはり年間を通しての授業計画ですとか、今言われる教育の方向性、また必要性というものは学校独自でもお考えあるだろうということですので、それを尊重する中で我々行政を行っていく者としてはこうした機会があれば捉えてそういう場所をつくっていくということは拒む話ではないし、望むところだなというふうには思っております。

2 金田 学校とかみんなほかの住民を尊重していただくっていうそのお言葉は大変美しくて大変ありがたいことですけれども、中学生議会については隣の市町についてもやっぱり首長さんの強い願い、若い世代の人たちの意見を聞き子供たちを育てたいと強い願いで学校のほうにお願いして実現したという経緯もありますので、学校のせいばかりにしないで、どうか努力をしていただきたいというふうに思います。

続いてですが、1点注意していただきたいのはですね、企画課長はもうイベント的にはしないっておっしゃったのでありがたいです。そのお考えそのものでいいんですが、ある町の中学生議会ではね、子供たちの発想が自分の生活から離れてしまって、ある一つの成功事例があったんですね、政策として取り入れられた成功事例があって、それが観光振興などにつながる、町の活性化とか観光振興という大きなテーマだったために2年目からの子供たちがそういうことにとらわれてしまって、学校数も少なかったせいもあって、自分たちの生活から離れてしまって大変難しくなっちゃって、大人のほうから見ると大したいい意見が出てこな

いからっていうので、実は議員のほうからいい意見がないから、もうそんな毎年やっちゃあ気の毒だでやめたらどうかっていう意見が出ているということを知りました。ところがですね、保護者の方に伺いますと、これは全く大人の側の指導側、助言側のミスですよって、子供たちのせいじゃないですよ、本当に子供たちがそういうふうにな大きなテーマでないといけないようなふうになミスリードされてしまっただけなので、残念ですとお母さんが言っておられました。細かい自分の通学の安全だとか近所のことだとかっていうそういう小さなこと、住民生活から発想したものが政策の原点であるっていうことを行政の人も議員さんも教えてくれないと悲しいなっていう、実に鋭い親の意見を聞きましたので、とにかくやっぱり子供たちは戦力です。私たちの。保護したり助けてやったりするっていう以上に子供たちは学んでいるし能力がありますので、やっぱりその力を引き出すという方向でぜひお願いしたいと思います。学校へだけ学校の意見だけを待っているのではなくて働きかけもぜひよろしくお願いします。

続いてですね、委託の問題でいいですか、相談支援事業の委託の問題で、これはもう本当にありがたいことです。とてもありがたいことです。町民課の皆さんがあるいは保健センターの皆さんがいろいろなことを私たちにサジェスション、示唆してくれたおかげでみんながいろいろ考えるようになりました。相談支援事業の委託については今まで社会福祉協議会だけが委託先だったのですが、非常に難しいケースなどがあったりして大変です。ケアプランつくるだけでも大変だし、ケアプランをつくるころになればお金の収入にもなるんですが、ケアプランつくるころまでいかな相談もややこしいのがいっぱいありますので、2ヵ所になったってことは本当に相談受ける方々も負担が少し軽くなり、助かるのではないかなっていうふうに思っています。特にですね、今まで私たちは社会福祉協議会に何でも頼っていたし、何でも投げていたと思うんですけども、今度は社会福祉協議会と生活サポートセンターの両者が連携しあってやるっていうことになりましたので、この2つの事業者と町の担当の方ですかね、がうまく上手にコミュニケーションしていただかないと、ただ委託しましたってお金こんだけですっていうだけではうまく進んでいかないと思います。設楽町の相談支援全体に責任を負えるシステムをつくるっていうことが大前提ですので、具体的にどのようにな分担し合って担っていけばよいかということとは話し合っていらっしやるのでしょうか。それをしないと委託費も決まらないかなと思うんですがいかがですか。

町民課長 平成 26 年度当初予算に盛り込むためにそういった地域分けですとか、委託内容の問題、それから金額の問題、そういったものを今協議中で詰めております。まだはっきりするところまではいってはおりませんが、もちろん片一方は名倉、片一方は田口の社協ということもありますので、地域的な区分け、それから今までどこに相談しておったかというような過去の経緯も、単純に地域で分けると支障が出てくることもありますので、今までの経緯も踏まえながらの仕

分けということで、それぞれの事業所が有機的にといいますか、機能的につながって相談がうまく進めるような態勢を今協議をしておるところです。

2 金田 ありがとうございます。担当の若い職員の方も課長さんもこういう分野の経験は浅いのですけれども、非常によく耳を傾けてくださって真摯に取り組んでくださるので本当ありがたいと思います。やっぱり大ざっぱにぼおんと投げているだけでは、どうしようどうしようどうしようって言ううちに時間が過ぎてしまうので、両事業者と担当の方が本当に膝を交えてよく話し合うっていう、コミュニケーション不足で失敗するっていうことは今までにもいっぱいありましたので、コミュニケーションを十分とっていただき、いい具合にスタートできるようによろしくお願いします。そしてその後やっぱり結局その相談かける住民のほうにPRがわかってないと、内容がわかってないといけないので、またその住民のほうへの周知等についても丁寧によろしくお願ひしたいと思います。最後に施設の、この福祉政策についての最後ですが、施設の不足はもう否めませんよね。私たちの町はお金もないし人間の数も少ないので本当に困ったなあどうするやあって思うんですが、本当にみんなで危機感を持たないとあと30年間を乗り切ればなんとかなるといわれてます。今団塊の世代が60代ですので、60代半ばですので、この人たちが、変な話しですが自然に天寿を全うしてお亡くなりになると高齢者の数がぐっと減りますので、今からの30年間が勝負なんです。あと5年後とか言っていたんでは遅いんです。今からの、今もうすぐスタートしないとだめなんです。国の制度とかいろいろ待ってるってこともあるんですが、うちは倍も高齢化率が進んでいますので、鳥取とか島根とかああいうところと違って愛知県はなんか豊かなところなので、そんな高齢化率が高くて悩んでいるところがあるなんていうのは、ちょっと影が薄いっていうことはそうなんです、みんながやってくれるのを待っているのでは間に合いませんので、なんとかですね、この30年間を乗り切るためにですね、具体的なサービスの供給計画とか資金、小さくても地域密着型の施設をつくるとか、宿泊つきのデイサービスにするとか、いろいろな方法は現場の方に聞いていただければわかると思うんですが、そういう高齢者福祉サービスの今後30年間を乗り切っていくための供給計画とか資金計画については、福祉計画の27年の見直しっていうことももちろんその中に入りますが、どんなふう

に執行部の方はお考えなんでしょうかね。

町民課長 あと二十数年、30年でピークがくるということは、私どもしっかりと把握をしております。その中で施設整備ということになりますと、先ほど申し上げました介護事業計画の策定委員会ですとか、そういったところを経て計画づくりをしまして、事業者参入を見込むわけなんですけども、こういった地域ですので、町が来てくださいという意味は持っておりますけども、なかなか事業者の参入に至らないところが多くなっております。しかしながら、ただ参入するのを手をこまねいているわけではなくて、町の支援策というのもしっかりと検討していきたいと思っておりますし、先ほど県のほうの規制緩和、小規模の施設をつくるときの

規制緩和が進むという明るい材料もありますので、そういったものを見据えながら町の支援も検討していくという態勢で考えております。

2 金田 県のほうも現実の世の中の様子を反映した規制緩和だと思いますので、ぜひ先頭切って検討していただきたいと思います。こんな声も、名倉でグループホームができたので、うれしいんだけども約10万円毎月お金がかかりますよね。毎月毎月。これを数ヶ月なら持つと思うけど何年続くかわからないので、毎月毎月10万円払えないなあって思っているし、高年齢者もあるし、それから息子さん世代の方からも相談受けました。毎月10万円ずつ負担していくっていうのは僕人とうの暮らし壊れちゃうかもしれないというふうにおっしゃってましたので、これ本当に私、特に女性だから思うのかもしれないけれども、私ら世代は年金も旦那さんの扶養だったっていう方が多くてですね、自分が60歳まで働いて満額年金もらえるっていう人は少ない時代なので、本当に困ってしまう。20万円とか払える介護つきのとこみたいなホームに行ける人はほんのわずかで、すごくわずかで、ほとんどの人がグループホームの10万円も毎月毎月っていうのはきついなっていう方たちがこの後たくさん出てくるので、そういった点にもちゃんと、自分とうで考えりんとか、息子や娘がおるだもんであんなとうで考えりんじゃなくて、支援がしていただけるように十分に考えてほしいと思います。よろしくお願ひします。

では最後にですね、ふるさと納税制度のことについては詳しく話していただきましたし、まだ始めてないので、あれこれ言ってみてもしょうがないので、目標っていうかな数字的なデータを得ることができるっていうことですし、それから事業者さんの声、納税者さんの声が反映できるようなシステムになっていることですので、やりながら、5年たつてとかそういうふうではなくて、毎年毎年評価を、事業評価をしてそれをフィードバックしていただきたいと思います。外の方が設楽町ってすばらしいなって思ってくれるのと同時に設楽町の人たちが特産品をよりよいものにしていくっていうインセンティブ、動機づけになるような仕組みでやっていただきたいと思います。これはそんなこと当たり前ちゃ当たり前なんですけど、思ったり言ったりするのは簡単だけど、実際にやるのは本当大変なので、実行できるようによろしくお願いします。特にプランしたので、今度ドゥーしますよね、そしたらチェックして次のアクション、PDCAサイクルをきちんと実践してほしいと思いますが、その事業のそのPDCAサイクルのようなやり方についてはどのようにお考えですか。

企画課長 我々が抱える事務の中でこれはそのサイクルではやりやすい事業だと思いますので、やっていく覚悟ではおります。ただし今、金田議員が言われたポイントとなる部分はやっぱり住民のほうにかかってくるので、一緒にできるような方策を考えていきたいと思ひます。以上です。

2 金田 一緒に考えてだけではなくて一緒に歩いていくようにみんなで頑張りましょう。名指しであれなんですけど、企画課の職員と町民課の職員については、お

ばさんたちの活動家たちでは信頼が非常に高まっています。つまり一緒に活動してくれるからです。ぜひ住民を尊重する、接遇の話もありましたが、住民を尊重し力の足りないところを伸ばしながらいくような支える職員であっていただけるよう御指導をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは、金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 横山町長が当選しましてから初の定例議会になります。立場は違いますが、私からも「当選おめでとうございます」と、申し上げておきたいと思いません。心して今後町政を担当されるよう要望して、以下2点について質問をいたします。

第1に町長選挙結果についてであります。横山町長は、得票数1,991票、得票率51.94%で当選を果たしました。2位に倍近くの差をつけての当選という見方もありますが、2期目の現職は強いと言われる中で、得票数を減らし、得票率52%というのは、大方の予想を裏切るものでありました。かろうじて50%を超える結果にとどまったということは、実に厳しい選挙結果が出たと言わざるを得ませんが、町長は、この選挙結果をどのように受け止めているか、お尋ねします。

町長は過去4年間の実績について選挙前の議会で尋ねられたところ、自己採点を85点としました。

(「80点」と呼ぶ者あり)

10 田中 80点か。85点じゃなかったですか。失礼しました。80点だそうであります。しかし、自己採点とは裏腹に、町民の横山町政に対する評価は極めて厳しいものがあつたと認識するべきであります。なぜ、そうなるのか、苦戦の原因を個人的に指摘すれば、第1に、ダム関連事業の推進に重点が置かれ、高齢者福祉や住民生活を守る点では住民の期待に応えていないことがあります。対立候補の前副町長は「ダムに頼らない町づくり」の政策を掲げました。第2に、安心して暮らせる町を目指すというのが町長1期目のスローガンでありましたが、どこに安心して住み続けられる設楽町があるのか。高齢者にとっていよいよ不安になってきているというのがこの町の現実ではないでしょうか。第3に、ダムで栄えた試しはないと言われますが、町民に恩恵に浴しているという実感はなく、文字通り設楽町は衰退の一方です。こうした不満が選挙結果にあらわれたのではないのでしょうか。第4に、幹部職員や医師の相次ぐ中途退職など、「役場の中はどうなっているのか」との批判や不安の声が高まっていました。町長の統治能力が疑問視されていたのです。自分がよかれと、また、よくやっていると思っても、町民の審判は厳正と思わなければなりません。厳正な審判を謙虚に受け止め、反省すべきは反省することが政治家にとっては重要なことではないのでしょうか。町長たるもの、勝てば官軍ではなく、これまでの町政運営・政策遂行の上で、何が不十分で、何

が問題だったか、深く考えをめぐらせる政治姿勢が求められます。過去4年間の町政運営・政策遂行で反省する点があったとしたらどんな点かお尋ねします。

次に今回の町長選挙で町長は、議長名での山口議長の推薦を要請したと聞きます。しかし、議長名の推薦は議会がこぞって、あるいは大多数の議員が支持していることが前提条件です。今回の議長名推薦は有権者に誤解を与えかねないものでした。実際は他候補支持、中立を表明した議員が半数、町長支持が半数でした。町長の要請は、こうした実情を無視し、かつ町長に対する牽制機関としての議会にまったく配慮を欠いた行為ではありませんか。お答えください。

さて、選挙後の施政方針では、選挙の反省もあってか、高齢者対策を重視すると述べられました。これは、歓迎するものですが、選挙公約の介護施設の設置充実、認知症防止組織の強化だけでは、高齢者対策を重視したことにならないのではないのでしょうか。もっと総合的な高齢者対策が表明されてこそ重視することになります。具体的には何をやろうとしているのか、この際、説明していただきたい。第1の質問では以上4点について質問するものです。

高齢者対策を話題にしたところで、第2に、高齢者の買い物支援について質問をいたします。買い物支援には、大きく言って、移動手段の確保と、買い物を代行して自宅まで届けるという2つの支援策があります。今回の質問では、後者の代行支援策について取り上げたいと思います。かつて各集落にあった日用雑貨や食料品を扱う店はほとんどなくなり、中小都市に自動車で買い物に出るのが一般化する中で、車に依存できない高齢者は多くの問題を抱え、買い物弱者、買い物難民となっています。近くに商店がある田口地域のようなところでも、買い物弱者は存在します。高齢になると重いものは持てなくなるそうであります。買い物袋を下げるのさえ苦痛になってくると言います。シルバーカーを押しながら買い物に行っても、野菜や日用品を詰め込むと重くなって、帰り道に苦勞している高齢者の方の姿を目にすることがあります。町の資料によりますと、65歳以上の方が2,408人で、高齢化率は43%です。ひとり暮らしの高齢者は576人で、高齢者のみの世帯は445人。高齢者の44%が独居または高齢者のみの世帯となっています。これらの人々が、設楽町に安心して住むことができるようにするために、高齢者の買い物困難の問題を解決することが求められています。それは、年をとってひとりで暮らすことへの不安が解消されない限り、人口は流出し、老人施設への需要が限りなく広がっていくという他の大きな問題に発展していくからであります。設楽町は、広い町域を抱えて、買い物弱者が抱えている問題もいろいろですが、これから高齢者になっていく人のためにも、実効ある買い物支援策を実施して、安心して日常生活が送れるような施策を展開していくことは町政として喫緊の課題になっていると思います。

そこで、以下の質問に的確にお答えください。まず第1に、高齢者の買い物困難者の当町における現状はどうか、お尋ねします。次に、支援の必要性について、町はどのように考えるか。認識をお尋ねします。第3に、支援策をとるとしたら、

どのような方法があるか。このことについては全国各地の市町村がさまざまな取り組みを展開していますが、設楽町で実施するとしたらどのような方法があるかお示しを願いたい。第4に、実施に当たって、どのような問題・課題があるかを伺いたい。実施したのはいいが、思ったような成果が上げられなくて、事業が頓挫している例が多く見られます。第5に、だから、アンケートや聞き取りなどによるニーズの正確な把握、住民参加のワークショップによる実施要領の精密な詰めなど、用意周到な調査研究や準備が必要なのです。こうした支援策の具体化のために調査研究を行う用意はあるか、お聞きをします。最後、第6に、結論的に言って、町として高齢者に対する買い物支援の制度を創設する考えはありやなしやお聞きするものであります。自公政権下で進められた構造改革、「三位一体改革」によって、地方経済の疲弊化とともに、地域社会・コミュニティ・家族の崩壊が進みました。また、大型店の出店が野放しにされ、身近にあった小売店が廃業に追い込まれました。その結果、買い物難民が生まれたわけで、原因ははっきりしていますが、住民生活を守り、安心して暮らせる町づくりを目指す自治体の使命として、買い物支援に積極的に取り組まれるよう要望して、第1回目の質問とします。

町長 1点目の田中議員の質問にあります町長選挙の結果についてということについて、私からお答えをさせていただきます。10月に行われました町長選挙、本当に多くの皆様方に投票していただいて、新たにこの町長職という再選を果たすことができました。そして大勢の皆様方に御支援をいただいたところでございまして、まずは多くの皆様方にお礼を申し上げたいというふうに思います。そうした中であって今回2期目立候補するについて、まずは1期、設楽の町長という役職をどのように自分なりに捉えてこの町の将来に向けて自分の置かれた状況、そうしたものを考えたときにこれからの4年間、町長として責任ある行動で町のために何とか力を出して地域のために貢献していきたいと、こういう強い思いが起きた中から立候補させていただいたところでございます。そうした結果、申し上げたような結果になっているわけでございますが、御質問の中にありました得票を後退させた選挙結果についてどう思うかということでございます。確かに先回の得票数と比較すれば数からして減少となりました。これは総得票総数そのものも、有権者数も約480、500に近い人が少なくなってきた、そんな中の選挙になってきたわけでございます。それはともかくとして、この結果についてはこれは私への批判であり、このことは謙虚に受け止めなければならないと思っております。それと一方では今後この町政に対して、さらに飛躍し頑張るようという期待を込めていただいた願望も含めての投票数であったのかなということで、その結果が今回の投票数であったというふうに感じております。2つ目に質問をしていただきました過去4年間の町政運営、また政策遂行での反省点は何か考えがあるかという御質問でございますけれども、私も過去4年間町政を担ってきた中で私なりに一生懸命努めてまいったという思いは持っております。しかし、取り組んで

きた業務に対してその状況ですとか実績など、その情報が行き届かない、それがために評価に結びつかないことが多くあったのかなということも感じております。この点についてはやはり反省をしなければならないというふうにも思っております。また、政策遂行にあたってはマニフェストに掲げさせていただいた項目については、ほぼ進めることができたというふうには思っておりますけれども、まだ完全に遂行できたとは思っておりませんし、そういう意味からいけば自分の点数をつけるほどの仕事をやったなんていうことは自分では実際は力いっぱいだというふうには思っておりません。したがって今後もこうしたやり残した課題も多くあり、これらを他のマニフェストと一緒に引き続いて進めていけるように努力をしてまいる所存でございます。しかしこれらの事業を進めていくことについて、やはりもっと情報を前面に出して新しいことも取り組んでいるんだという、こうした姿勢をあらわにしていくことが必要であるというふうに感じているところでありまして、どこかの記事にもありましたけれども、私の行おうとしているその姿勢、それに対して私の名前にもありますように、同様、きらりと光る、そして明るいイメージを前面に出して、「こうみょう」という名前に負けないようにこれからも一生懸命やらなきゃいかんことだなと思っているところがございます、今後こうしたことを進めるにも情報発信に努めていくように心がけてまいりたいというふうにも思っております。それがひいては町の活性化、元気にもつながっていくことにあるんであろうというふうにも思っております。

次に幹部職員が途中退職をしていく現状をどう捉えるかということについてでございますが、町職員として永年勤める中であって職務として取り組んできた状況ですとか、また今後の身の振り方などいろいろな視点で考えられる中で、退職の道を選択される方もおみえになったんだろうというふうにも思います。私も町の職員として経験が長く続き、途中でやめようかなあというふうに思ったときがなかったわけでもありませんけれども、職員としてお世話になった以上、最後の定年まで勤める気持ちが強かったです。それぞれ人には思いがあると思っておりますけれども、できれば町の職員として有能な皆さん方ですので、最後まで町のために勤めていただけることを望んでいるところでもあります。次にさきの町長選挙でダムに頼らない町づくり、これを唱えられた方もおみえになったそうでございますが、どういう意図で言われたかは私にはわかりませんが、私も実はダムに頼って町づくりを進めようとしているわけではありません。これは過去40年にわたってダムの議論が行われ、その中で建設同意に至ったことは皆さん御承知のとおりです。その同意をする中で設楽町にとって犠牲だけをこうむり何のメリットにもつながらないダム同意であるとするのであれば、恐らく町民は納得されないでしょうし、これを認めることはできないことだというふうにも思っております。そこでこれを認めるのであれば将来にわたって設楽町民にとっても有益なことにつなげることを目的として町内の、また将来の設楽町の地域振興施策をつくってこれを約束させてきた経緯があります。私はそのときに携わった当事者として



その責任を遂行する必要があると考え、これを唱え進めていこうとしているものでありまして、他の候補者の方の思いはわかりませんが、私の立場としてはこれを進めることが町民に対しての責任であるというふうに思っております。3つ目にお聞きになられた議長名での推薦についてでございますが、選挙に向けて議長さんを含め多くの町議会議員の方々にも応援をいただきました。私といたしましては議会の皆さん方の御支援をいただけることは、町政をこれから進めていく一人の町民として、また町執行者としても大変ありがたいことだと感謝の念を抱いたところでございまして、こうした形で推薦をお願いさせていただき、ともに町づくりのために頑張ろうとされる思いがあって、これに応えていただいたものだというふうに思っているところでございまして、私といたしましては心から感謝をしているところでございます。最後に今回の選挙で私の思いとしての高齢者対策についてでございますが、今回の選挙公約にもこれを入れさせていただいております。設楽町の高齢化の現状と今後さらに高齢者が増加していく状況を見たとき、在宅介護、また施設介護が今以上に必要となってくることが考えられます。そこで私は今もう既に入所待機をしてみえる高齢者の方が多くみえるということで、特に施設介護を必要とされる方たちのニーズに応えるためにも、少しでもこうしたことへの軽減化を図り、多くの方たちが施設入所ができるように施設を誘致していく必要があるというふうに考えております。したがってこの設置に当たっては民間の企業をはじめ地域で立ち上がる法人組織等の方たちがいるやにも聞いております。この方たちとの相談をさせていただく中でこうしたことへの実現に向けて努力したいというふうに考えているところでございます。

町民課長 高齢者の買い物支援についてお答えさせていただきます。まず1点目の高齢者の買い物困難者の当町の現状把握でございます。一般的に買い物困難者といわれる方は運転免許を持たず、独居、高齢世帯で近くに定期バス路線もなく予約バス路線もなく徒歩で日用食料品を買いに行けない高齢者というふうに定義できます。実際にその数を設楽町で推測しますと、自力で通院できない高齢者が買い物困難者とほぼ同じであるというふうに判断をして大方間違いはないと思われま。その数は、移送サービスの利用者で約25人、福祉タクシーの利用者で約30人、合計約55人というふうな数字が把握できます。

2番目の支援の必要性であります。まず、高齢者の買い物支援の方法としては、商店が出向く方法があります。実例を挙げますと、生活協同組合が実施している共同購買の制度、平成23年に設楽町商工会が行った「がんばれ商店街事業」で、豊邦地区へ3回の移動販売を行っております。商工会による移動販売事業は、残念ながら現在は継続をされておられません。

次に、高齢者を送迎する方法があります。現在、通院に限った利用の移送サービスと福祉タクシーを実施しておりますが、買い物の足としては基本的に利用できない状況となっております。

将来的には、運転免許を持たない高齢者の数は減る傾向にはありますが、在宅支援や介護が必要になる高齢者は増加傾向とされますので、全体的に買い物支援の必要者数は減ることはないと推測できます。

3つ目に、どのような支援策が考えられるか、ということですが、例えば、今言いました送迎方式、買い物代行、それから業者が宅配する方式、それから移動販売などが考えられます。行政として支援できそうなものが、この中では送迎方式だと思われます。その他の方法は民間業者での対応がふさわしいと思われます。

実施に当たっての問題点、課題でございます。送迎方式で町が支援しようとする、現在の移送サービス、福祉タクシー、福祉タクシーは今年度で終了でございますが、全町的に移送サービスに移ります。これが医療限定となっているため、その利用範囲を拡大する必要が出てまいります。また、利用制限を大きく緩和しようすると、予約バスの利用者数が減ったり、平成26年度から新たに始まる過疎地域有償運送事業に影響を及ぼしたり、既存のタクシー事業者の営業干渉というようなことが心配をされます。

具体化させるために、調査研究を行うか、ということですが、実際の利用者、先ほど申しました移送サービス、福祉タクシーの利用者に直接ヒアリングする方法がまず正確だと思われます。内部的には、利用制限を拡張することなど問題点についてよく検討する必要があります。

高齢者買い物支援制度を創設する考えはあるか、ということですが、既存タクシー事業者の営業への影響や新規事業への取り組みということはなかなか難しいところがございまして、1つの例として、既存の福祉タクシー、移送サービスの利用制限緩和策ということで、第1目的は医療限定として残しますが、例えば通過経路内の1回程度の買い物を可能にするとかという方法が考えられます。

それから、高齢者限定のタクシー代金利用補助制度というものも考えられます。利用できる高齢者を要支援、要介護に限定するとか、1人当たりの利用回数を制限するとか、いろいろ検討する課題はございますが、こういった制度が考えられるということになります。

10 田中 まず町長の町長選挙結果についての答弁をお聞きしまして、非常に反省するところがあると、いろいろ下手だったなあと、やり方がというようなお話でしたがいろいろこちらも反論したいことはあるんですが、時間がないので端的にお聞きしますが、今回の選挙を踏まえましてですね、今度80点じゃなくて50点から出発するんだと、そういう決意というふうに受け止めていいですか。

町長 点数で評価をする前に私は本当に町民の方々に応えられるよう、自分の持っている力をフルに、これからはもう先はないと、今しかないんだという思いの中で自分ができること一生懸命やっついていこうとその原点に立ち返ってこれに取り組んでまいりたいとこういうふうに考えておりますので、これが人が50点からスタートなのか、80点やったで満足しとるとかっていうことは、いろいろな思いで見ただけのとは思いますけれども、私はとにかく地域、設楽町のためにできるこ

とを一生懸命やってまいりたいとこういうふうに改めて強い思いをいたしたところでございます。

- 10 田中 他の質問の答弁につきましてははですね、例えば議長名での推薦ということについては、感謝しているというふうなちょっと違うほうへすり替えて答弁されて、このことについては答弁不能なんだなあというふうに思いました。説明できないということでもあります。それから高齢者対策を重視するとかう言っておられましたが、高齢者対策っていうのは私は高齢者福祉を充実するというふうに捉えておりましたが、違うんですね、これはね。要するに介護施設の設置、それは福祉ですけども、福祉っていうと全般がありますよね。そういうものに明るい展望が持てるのではないかなというふうに思ったんですが、ただいまの答弁では介護施設をもっとふやしていくんだというようなことでありましてね、これはちょっとがっかりであります。

それから買い物支援についてであります。ずいぶんあっさりとして答弁していただきましたけれども、まずですね、そうすると私の質問の趣旨は、特に買い物支援っていうのは二通りあって、1つは移動の支援とそれから買い物代行という支援2つある。その中の買い物代行についてお聞きしたというんですが、それは全然考えられないと、こういうふうな認識でよろしいですか。そういうお答えですか。

- 町民課長 買い物代行をやらないというわけではございませんで、買い物支援策については、先ほど言いました送迎方式ですとか買い物代行、宅配、移動販売といういろいろございますけれども、現在町が行っている施策から発展的に考えていくと、送迎方式がまず時間的に短くできる施策ではないかというふうに考えました。買い物代行ということになりますと、買ったものが重たいということもありますし、例えば現金の授受、それからいろいろ要求される品物のやりとりということで、本人の趣旨にあったものに100%合致できるかというようなこともございますので、そこは例えば先ほども言いました生活協同組合というようなものがやっておりますので、それはある程度自宅へ運ぶという制度もあるというふうに聞いておりますので、こういった買い物代行は、ほかの制度が行っているというふうに理解をしております。

- 10 田中 あのですね、私、質問を6点ほど申し上げましたけれども、これは買い物代行についての質問なんです。ところが今の課長の答弁では、そもそもその買い物代行じゃなくて買い物支援全体について答えられたということで、本当の答弁になってないんですよ、今からやり直せと言ってもあれですが、確かにですね、移動支援をやることで買い物を容易にさせるということは重要でありましてね、これはぜひ課長が言うようにですね、これは医療専門の移送サービスだから買い物一切だめというようなかたくなな姿勢はとらずにですね、かなり柔軟に対応するとかですね、あるいはもう一回その制度、もう一回私ね、見直すというか、必要があると思うんです。運送法でだめだとかね、いろいろ地元タクシー会社があるから難しいんだとかいろいろ言われてましたけどね、じゃあそれがなぜ難し

くてということをもっと掘り下げてですね、やれば道が開けて出てくるのではないかなと、例えば特区をやるとかね、そういう方法があるようであります。それはぜひ考えてほしいんですが、代行についてですね、今度買い物代行について考えるとね、生協やっているから充足していると、こう言われるんですね、確かにアンケートを商工会がとってもそんなに困ってるという人は、なかなかいなかったとこういうわけなんですよ。これは当たり前なんですよね。本当に困ってたら死んでしまうわけですから。その前に子供のとこ行ったり、あるいは老人ホームを見つけてそこへ入る。ただ設楽町じゃ入れんもんでよそへ行くと、こうなってるんですね。だからいないんです。いない、要するに生きてる人ですから、どうしても買い物はせんと1日、2日で死んでしまうわけですから。それは避けたいもんで、次の手段をとって、そんなに切実な人はアンケートをとるといないというふうな状況にはなってるかと思うんですね。それで生協の場合ですね、私一番、かなり精力的にですね、お宅を訪問してそうした高齢者の一人世帯だとか高齢者のみ世帯の要求に応じておることはすばらしいと思うんですよ。150円ですからね。消費税入れるともうちょっとになりますか、150円です。一般の方は300円払うんですがね、半額でやってあげると。いろいろ介護度だとかなんかで無料になるそうです。そういうサービスはね、してるんです。ただ設楽町の中の所得が町外へ行くんです。その場合ね。それはやっぱり地域経済のこと考えると、やっぱりもう少し違った方向に私は持つてくべきだと思うんですね。町の商工会やってみたんですが、いろいろ困難な点が、言われるとおりにありましてですね、なかなかうまく行かなかったということですね。それで質問の中でですね、御答弁いただいたようにいろんな代行するに当たっての困難があるということなんですよね。だからよく調査研究してかからないとこんなことは失敗するに決まっているんです。そういうことなんです、今後考えたときにですね、こういう制度、私はね必要だし、設楽町に地域経済のためにも町内の何らかの機関がね、行政が音頭としてやっていくことが必要ではないかなと思うんです。それで考えられますのは、いろいろあるんです。例えば介護保険使ってますね、ヘルパーさんに買い物してきてもらうという方法は一番考えやすいんですが、これはですね買い物だけではできないと、大体そんなことでヘルパーを使うと単価的にですねとても採算が合わないということだと思うんですね。それからね、シルバーさんに聞いてみたら、時間800円、交通費入れると1,000円ぐらいだったらできますよって言うんですね。ただ、それだけ出せますかと。手数料としてそれだけはもらいませんよと。ですから町が負担してもらわなきゃそれはできませんと。で、それがあつたらどうですかと言ったら、うにやうにやとお答えになってましたが、できるじゃないかなという私はことを考えました。まだいろいろ他町村の例を調べますとですね、ありまして、例えば社会福祉協議会がやる方法ですとかね、それから埼玉県でNPOや要するに地域のボランティアグループでですね、お助けサポートみたいのをやって共同で買い物をやると。これもですね、私、配食サ

ービスやっていますが、ボランティア募集するのは大変だと思うんですね。ただそういう有志が集まる地域があればこれもできるかと思うんですがね。それでですね、いろんな困難は設楽町の商工会がやった例、それから長野県でもいろんなところがやって、うまくいかなかったという例がありまして、そこでですね、何が問題で何が課題かというのはだんだん明確になってきてるんです。そこら辺も町民課で把握していただきながらですね、買い物支援代行を町としてもね、調査研究とか検討を進めていきたいと、こういう姿勢にはなりませんか。

町民課長 もちろん先ほど送迎方式を説明させていただきましたけども、買い物代行について調査をしないというわけではございません。もちろん使われる方が一番便利で簡単に気軽に使える方法ということで模索をしていく考えであります。田中議員と先ほど買い物代行と私が答えた送迎方式とちよっとかみ合わない部分があったんですけども、なぜそちらへ考えが向いたかということの説明させていただきます。移送サービス、福祉タクシーを利用している方は基本的にお医者さんへ行けない人と先ほど申し上げました。その人たちは月に1回ないし2回使っております。ということは、月1回の買い物だとちよっと少ないと、中には2回使っておられる方もおられると。2週間に1回ある程度の食材が調達できれば、これは医者へ通うということも、買い物をするというのも同じ土俵の上で考えられるんじゃないかなという理解のもとで、送迎方式の緩和策というふうな考えを広げていったわけでございますので、買い物代行が面倒くさいというわけではございませんけども、いろいろクリアしていかならん問題はありますが、今の制度から発展型で考えると送迎型がいいんじゃないかという理解で進めました。

10 田中 質問の意図とは離れたんですが、なんで買い物代行に私が絞って言うかというのと、要するに福祉タクシーや移送サービスではいろんな制約があってできないなあという気持ちがあったもんですから、それでこっちに絞ったんですが、課長がね、それやるというふうには言えば、それはまあそれに越したことはないんです。ぜひね、これは具体化をしていただきたいと、ただしね、月2回はだめだと思います。2週間前に買った野菜がね、どうなってしまうかわかるでしょう。もうビタミン不足になることは受け合いですね、肉やなんかでも、要するに新鮮なものは頑張って1週間、できれば3日に1回ぐらい。でないと健康が保てないんです。特に高齢者は。そこら辺の回数もね、それはよく検討していただいて、もし移送サービスなんかでそれができないということになれば、やっぱり買い物代行も考えていかなあかんし、さらなる移動支援の方法をですね、考えていただきたいと思いますが、従来の福祉タクシーや移送サービスの買い物の移動支援を医療に限定することなく、買い物等にも広げていくと、こういうことは町長は、そういう決断もうしていただいておりますか。

町長 現行の移送サービス、福祉タクシー制度というのは、やはりこういう公の機関で公的なルールに基づいて運営していくというのはこれは基本原則ですので、これはきちっとやらないかん。だがそれを運営していく中で地域の人たちが利用す

る人たちが利便性を図られるような枠が町としての判断でできるとするなら、これはやはり言葉は悪いけど、本当はやっちゃいかんだけどここはいいだっというような安易な言い方でなくてですね、町がこういう範囲であれば皆さんの需要に応えられる、必要なことだというふうに町独自で判断をして、その運営に幅を広げるということは町としても、これから判断をしなきゃいかんことかなというふうには思っております。したがって形にはめてがちがちで、これ以上のことはできないんだっというような枠の中でずっと仕切ってしまうという思いはありません。やはり利用者の利便性が図れる枠を広げてそうしたものへの対応策というのは町としてもこれから幅を広げる中で進めていくことは必要かなというふうに思っております。

10 田中 時間がありませんから、あと端的にお尋ねしますが、実際言うとな、現在もやられているような気がするんですね、移送サービスはね、それはいろいろ柔軟に運用していただいとることもあるということはわかりました。ただね、やっぱり今の枠、例えば移送サービスは月2回しか利用できない制度になっているんですよ。こういうものはね、やっぱり1回見直しをしてもらわないと、週1回ぐらいのね、医者通いとその帰りの買い物というのはできませんので、ぜひその点は見直しをお願いしたいと思います。

町長 そういった部分についての検討、見直しも含めて運用が、なるべく利用される人たちにとっていい方向へ持っていけるように務めたいというふうに思います。

10 田中 以上で終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いましたが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは14時50分まで休憩といたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時50分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第6、報告第12号「専決処分の報告について」を議題とします。報告について、説明を求めます。

副町長 報告第12号「専決処分の報告について」でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので報告をいたします。

専決処分書のほうをごらんください。職員が公務において公用車を駐車場に入れようとしたときに駐車していました相手方の左前部に接触をいたしました。物損事故として損害賠償の請求を受けましたので相手方と協議の上、設楽町の過失割合を10割といたしまして、17万5,509円の損害賠償金を相手方に支払いをいたします。事故を起こした公用車につきましては、保険に加入しておりますので

賠償金及び公用車の修繕代は保険で対応するものでございます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。報告第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 夏目 お伺いします。事故が起きた年月日はいつでしょうか。

副町長 発生年月日は 25 年の 8 月 19 日、11 時 50 分ごろでございます。

4 夏目 事故が 8 月 19 日ということでしたが、損害賠償の額が確定するのに、例えばですね、これは 9 月の 20 日に専決処分されているわけですが、9 月議会はたしか 9 月 18 日まででありました。専決処分とは相当急ぎでなおかつ議会を開催するいとまがない場合という 180 条の規定がありますが、これに該当したんでしょうか。要するに、それまでに 9 月議会に間に合って報告するならば、それは補正か何かでやればいいんですけども、専決処分というものがこの時点でどう判断されたのか、それが 1 点と、それからもう一つは職員の事故がたしか同じ名古屋で今年の 12 月なのか 3 月なのか 2 件ほど出てまして、相次いでこれで 3 件目を報告されていますが、その辺の対応策についてをお聞きします。

副町長 先ほど読み上げましたけども、地方自治法の 180 条の第 1 項でございます。第 1 項でございますので、御存じかとは思いますが、議会から 50 万円以下の損害賠償の和解につきましては委任を受けております。ですので、専決処分をさせていただいたということでございます。

それから職員の事故につきましては、それぞれ気をつけるように指導はしております。全く事故がないというわけではございませんので、気をつけておる中で起こった事故でございます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 12 号は終わりました。

---

議長 日程第 7、議案第 76 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 76 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員としまして、氏名、金田忠子でございます。この金田忠子委員の任期が平成 26 年 3 月 31 日に満了することに伴いまして、引き続き候補者として推薦するため議会の意見を求めるものでございます。金田委員につきましては、6 期務められております。平成 8 年 4 月 1 日から 6 期でございます。人権擁護委員として経験も豊富でございますので、引き続きお願いをいたしたいと思っております。以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について議会に意見を求めています。質疑、御意見ありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 意見なしと認めます。

お諮りします。議案第 76 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 76 号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定しました。

---

議長 日程第 8、議案第 77 号「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案の第 77 号でございます。設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について、設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出いたします。

説明としまして、身近にある自然環境は、町の財産であるとともに人類が共有する財産でもあり、これらの自然環境を活かしたエネルギーの効率的な利活用に積極的に取り組むとともに、省エネルギーの町づくりを推進し、将来にわたって持続可能な循環型社会システムを構築するため、新たに条例を制定するものでございます。

この件につきましては、さきの議員全員協議会で詳細の説明をさせていただきました。その際にですね、いろいろ御意見をいただきましたので、そのときから若干の修正をさせていただきました。その件を含めまして担当課長から説明いたします。

企画課長 11 月 25 日の全員協議会での説明と基本的に変わっておりませんが、一部御指摘をいただいた表現で「再生可能エネルギーは町民のものだ」と強く訴えるべきと御教示を受けましたので、条例本体の第 1 条の目的で、この一番最下段になるわけですが、全協の資料では、「地域固有の資源であるとの認識のもと」とした表現を、議案の一番下のところにある真ん中から、「再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、地域が優先的に活用できる権利を有するという認識のもと」という表現に変更をさせていただきました。

さらに、第 3 条、基本理念、全協のときには 1、2、3、第 4 号までありましたけれども、そのときの第 2 号と第 3 号をくっつけてまして、第 2 号の真ん中辺にある、「地域がその利活用の主体である」という表現を追加させていただきました。以上、全員協議会で説明させていただきました基本条例から 2 ヶ所修正させていただきました。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 77 号の質疑を行います。質疑はあり



ませんか。

10 田中 ただいまの企画課長の説明は、大変理解はできるものであります。ただ、ちょっと質問しますが、ここがやっぱり今変えたんだというところがこの条例の肝じゃないですか。

企画課長 私もこの地域固有の資源であるっていうのが、地域というのは我々は町民も含めた全部、地勢も町民も全部含めたものを地域として最初は言ったわけですけども、それがこの条例の根本的な概念であると思っております。

10 田中 だとしますと、私は例えば飯田市のように1条を起こして第3条くらいに、3条か4条くらいに環境主権という条項を入れてほしかったと思うんですが、その点はいかがお考えになるんでしょうか。

企画課長 担当とも相談したんですけれども、まだこの緒についたばかりで、ちょっとレベルが高いなというふうに感じましたので、いつの日か環境主権をうたえるような自治体になってからそれは織り込みたいというふうに思います。少し目標が高いと思ひまして。以上です。

議長 ほかにございませんか。

2 金田 今の田中議員の意見に賛成で、やっぱり条例が決まることによって住民は環境主権という自分たちが主権者なんだという認識を得ていくと思うので、なっってからとかそういうんじゃなくて、早く入れるほうがいいんじゃないかなと思いますが、努力していただいたことは認めます。意見として、早く入れるように条例改正、また提案していったりしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 条例でありますので慎重審議を要する案件であります。本案は、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第77号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第9、議案第78号「設楽町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第78号でございます。設楽町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例でございます。設楽町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものでございます。

説明にありますように、平成26年1月6日から新庁舎での業務の開始となりますので、事務所の位置を変更するものでございます。

次の改正案を見ていただきますと、今まで設楽町の役場の住所が設楽町田口字居立2番地になっておりますけれども、今度は新しい新庁舎の住所、設楽町田口字

辻前 14 番地に改めるものでございます。この条例は平成 26 年 1 月 6 日から施行するということで、新庁舎から業務を開始する日を施行日といたします。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 78 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 新しい事務所の位置が辻前 14 番地というふうにあります。役場の敷地全体が辻前 14 番地なんでしょうか。

副町長 いろんな地番が含まれておりますけども、主要な位置ということで辻前 14 番地ということで選定をさせていただいております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 78 号「設楽町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。採決は起立によって行います。事務所の位置の変更につきましては、地方自治法第 4 条の規定によって出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を必要とします。出席議員は 12 人であり、その 3 分の 2 は 8 人です。議案第 78 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

議長 ただいまの起立者は全員であります。したがって議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 10、議案第 79 号「設楽町児童館条例の一部を改正する条例について」と日程第 11、議案第 80 号「設楽町図書館条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。本案について、一括して提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 79 号と議案第 80 号の説明をさせていただきます。これも議案第 78 号と同様に新しい庁舎に付随した児童館と図書館ができましたので、住所等を変更するものでございます。

まず 79 号の児童館の条例のほうから説明をさせていただきます。1 枚はねていただきますと、設楽町児童館条例の一部を改正する条例ということで改正の条文が載っております。まず題名につきましては、設楽町子どもセンター条例、名前を設楽町子どもセンターと直します。第 1 条中設楽町児童館とありますのを、設楽町子どもセンターと直します。子どもセンター、条例上の規定でございますので同じ文字を重複するのを防ぐために、以下「センター」という。文言が加わっております。

第 2 条につきましては、設楽町児童館をセンターに改め、同条の表を次のよう

に改めるということで、住所が庁舎と同じく辻前 14 番地に修正するというもの  
でございます。

それから第 3 条につきましては、設楽町田口児童館をセンターという名前に変  
えると、それから館長につきましては名前が変わりますのでそれに伴いましてセ  
ンター長に改めるものでございます。

それから、7 条中第 4 条を第 5 条に改め、同条を 8 条とし、6 条を 7 条とする  
ということで、一番下の事業、第 4 条のところにありますけども、第 4 条を挿入  
いたしますのでそれぞれ繰り下げるということでございます。

第 5 条の児童館をセンターに改めます。

それから第 4 条の児童館を同じくセンターに改めまして、第 5 条といたしまし  
て、第 3 条の次に次の 1 条を加えるものでございます。

第 4 条につきましては、事業の明確化がございましたので、センターは、  
次に掲げる事業を行うということで 1 号から 6 号まで追加をいたします。1 号と  
しまして、児童の集団的又は個別的な遊びの指導に関する事。2 号としまして、  
子育てサークル、母親クラブ等の育成助長に関する事。第 3 号としまして、子  
育てについての相談及び指導に関する事。4 号としまして、子育てに関する情  
報の提供に関する事。5 号としまして、放課後児童健全育成事業、6 としまし  
て、その他児童健全育成及び子育て支援に関する事。という事業の明確化を図  
る条例改正をいたすものでございます。

施行日につきましては、新しく事業を開始します 1 月 6 日から施行するとい  
うものでございます。

続きまして、町民図書館の条例の一部改正でございます。これについても今  
まで設楽町田口字後口 4 番地 4、ここに図書館があったわけでございますけども、  
新しい住所の田口字辻前 14 番地に改めるものでございます。施行日につきましては、  
業務を開始する 1 月 6 日から施行するという内容でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 79 号と議案第 80 号の質疑を一括して  
行います。質疑はありませんか。

7 鈴木 児童館をセンターに変えるということですが、何か特別の理由があるとい  
うことですか。町内にはセンターというところがちよくちよくとありますので、ち  
よっと紛らわしくなるんじゃないかと思うんですけど、児童館としてではまずい  
理由とか。

副町長 名称につきましては、設楽町の子どもセンターという形でございます。セン  
ターというのは条例の条文が重複するのを避けるためにセンターという形で条例  
上はうたう。正式な名称は設楽町子どもセンターということでございます。

議長 ほかにございませんか。

5 渡邊 改正前にはこのセンターの事業が載っていないくて、事業として第 4 条に 6 項  
目載っているんですけども、これは以前はどの部署でこういうことをやってた  
わけですか。

副町長 これらのことについては今まで児童館で児童館の職員がやってたこと、全て児童館でやってたことを、児童館については今まで設置の条例でございましたのでこういう事業をやるということで事業自体を設置条例とあわせて載せたということでございます。

議長 ほかにございませんか。

7 鈴木 センターという名称にこだわるんですけども、なんか子どもをつけると重複するということでセンターという書き方ですけども、その前の児童館ではまずいのですか。

総務課長 ごもったもな質問だと思います。なぜこのような名前にしたかということですけど、従来児童館、当然児童福祉法に基づく施設でありまして、児童館で子供の遊びの指導とかいうのをやってました。今回もそれは変わっておりません。もう一点、放課後健全育成事業ですね、いわゆる放課後学童、学童保育ですね、これも児童館のほうで行ってました。それで今回こちらのほうで庁舎の横に児童館を移転して建てるということのときに、その中でちょっと欠けてた部分というのがあったものです。要は、子育て支援という部分で、やはりまだまだ保育園に上がっていない子供たち、子供もいますのでそういう未満児の母親への子育ての支援ということでいろいろな相談だとかそういうことに対応できるように少し幅を持たせたものですから、今までの機能より拡充したということに踏まえて総論的な名前とさせていただいたわけです。機能的には何も軽減することなく逆に子育て支援の相談を充実していくという意図を持って子どもセンターとさせていただきました。

2 金田 今の議論を聞いていて、子どもセンターというのは正式名称として子どもセンターでいいのですが、愛称みたいなもの、豊橋でいうと、ここにことかいうようなものをまたこれとは別に募集されたら紛らわしくないというか、センター、センターという総合センターというふう間違えちゃうからと鈴木さんはおっしゃったように思いますので、正式名称はこのままでいいんじゃないかと思いますが。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 さっきから住所にこだわっているんですがね、ここも両方とも田口辻前 14 番地とこうなってるんですが、同じ表記でいいというのはどういう法律に基づくんでしょうか。その法律、できれば法律の条文を教えてください。

副町長 複合の施設になっておりますので、代表の地番ということで辻前 14 番地という形で表記をさせていただいております。それが法律と一緒にだめとかそういう法律はちょっと存じません。そういうのはないと思います。

10 田中 住居表示法とかありますよね。それで、何ていうか、ややこしい表示をしてはいけないとか、紛らわしいのはだめだとか、そういう条文はないですか。その法律の条文どうなってるんですか。ないんですか。勝手につけれるんですか。そうすると不当表示になりませんか。以上です。

議長 それでは、番地を説明しやすく調べてまいりますのでちょっと休憩をしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 27 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長 辻前 14 番地が旧田口小学校ですか、の校舎のほとんどを占めております。おおよそ 3 分の 1 で今の建物、新しく建ったところのほとんどの部分を占めておりますので、子どもセンター、それから図書館、庁舎につきましても辻前 14 番地という形でさせていただきます。それから今合筆の作業をとっておりますので、この敷地が全て 14 になるような手続きを、合筆の手続きをとっております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

3 松下 特別の許可をいただきましたので 3 松下。

3 松下 関連でございます。今違うところで話が盛り上がってるんですが、図書館の移動と、それから今一般に住民に送付されております図書の整理、一般に譲りますよというお話で今、回覧回ってると思うんですが、そういうことで今図書館、津具にもあるわけですが、設楽町にも今スイスイパークにあるわけですが、これはこちらの図書館持ってくると、それに当たって図書の整理をしようということでお話は伺っておるんですが、その中で今スイスイパークの利用について、あの図書室というのは大変今の図書の子供の利用の方法についていろいろ結構あって、あれを全て図書室に動かすという話はどうのように考えておられますかね。というのは、結構あそこで子供の児童がスイスイパーク来たときに待機している間にそこで図書を利用している事例が大分あると僕は思っておるんで、その辺については配慮があるのかないのかというお話をちょっとお聞きしたいんですが。

教育課長 もともと多目的ホールということで、いろんな教室だとかというところでは有効に使われておるスペースということで、図書館が新庁舎に移った後についても、そこで皆さんの有効利用できるような方向でまた利用いただければと思っておりますので、管理のほうにつきましては管理協会のほうがやっておりますので、そこで図書なり前の図書館という、名倉で考えると図書館の一角をそこにまた置くようなことも考えられるし、スポーツ的な教室もそこでやれるようになりますので、そこら辺は町民の要望というかそういうものに準じた形で有効にスペースを使っただけであればと思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論、採決は1件ごとに行います。議案第79号の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第79号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第80号の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第80号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第12、議案第81号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第81号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」、設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成25年12月5日提出、設楽町長横山光明。

説明といたしまして、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金等の割合が改正されたことに伴い、関係保険料の延滞金の割合を改正するものでございます。詳細につきまして、担当課長から説明をいたします。

町民課長 新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正前のほうでただし書き部分がなくなり、新しく附則が加わることとなります。これによりどうなったかと申しますと、改正前の納期限を超える1ヶ月以内の延滞金利息が4.3%であったものが3.0%に下がります。納期限の1ヶ月を超える期間の延滞金の利率が14.6%から9.3%に改正されるものであります。それがそれぞれ国民健康保険と介護保険、後期高齢者の保険というものに全てに当てはまるものであります。平成26年1月1日から施行する内容であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第81号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この条例のもとになった地方税法の一部を改正する法律は、今年の3月30

日に改正され公布されたですね。それで、12月の今になってなんで出てきたのか、その理由を伺いたい。

それから2点目に、延滞金の割合が軽減されるというふうに理解しましたが、これは何の目的で軽減されるのか。以上です。

町民課長 まず、今になってでございますけども、基本的に26年1月1日でございますので、もう少し早くということがございましたけども、期限内に条例改正をお願いするという事で特に今になった理由というのは特にはございません。

それから利率が下がったというものでございますが、特例基準の割合というものが変更になったものであります。この特例基準の割合というのが、銀行の新規に短期貸出約定平均金利をベースにするものが1%から2%になるというものを受けての変更でございます。

10 田中 説明の意味がようわかりませんが、これいつでもよかったということなんですか。要するに該当者なしというふうなことでいつでもよかったのか、という点が1点ですね。

それからもう一個、なんでその銀行が、ようわからんけど、何のためにこの税法が改正、この部分は改正されたのかそれを教えてほしいです。このころ復興支援とかいろいろありましたけれどね、復興支援策ではないような気がするし、企業減税なのかなという気もするんですが、どういうことなんでしょうか。

町民課長 施行期日が1月1日であるということで12月議会ということになったということで御理解をお願いしたいと思います。

それからこの変わった理由でございますが、平成25年度の税制改正で納税者にとって影響の大きい改正でございました。それは長引く超低金利のもとで高すぎるという批判が高かった滞納関係の利率を今回下げるとというのが理由でございまして、平成25年度の税制改正の中で利息を下げるとというのが理由でございます。

10 田中 そうすると、企業のお助けの税制改正ですよ。これトヨタが入ってるんですよ。

町民課長 延滞利率でございますので、企業、住民全てに関わりますが、どこを指しての金利低下というのはございません。広く一般的であります。

議長 これで質疑を終わります。本案は、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を文教厚生委員会に付託いたします。

---

議長 日程第13、議案第82号「平成25年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」から日程第20、議案第89号「平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)」を一括議題といたします。本案について、一括して議案の説明を求

めます。

副町長 それでは一括上程されましたので、まず議案第 82 号から説明をさせていただきます。平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算総額にそれぞれ 5,758 万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を 64 億 5,337 万 2 千円とするものでございます。繰り越しを行う事業がございますので、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第 2 表の繰越明許費によるものといたします。

それではまず、歳出から説明をいたします。歳出予算に関する説明書をごらんください。最初にまず各款にわたりまして人件費の補正がございます。人事異動に伴うものと時間外勤務の増加に伴う補正でございますので以後の説明は省略させていただきます。

それでは 7 ページをお開きください。第 2 款第 1 項第 1 目一般管理費 18 節の備品購入費でございます。総合支所の電話のシステムにつきましては、支所のみならず支所の周りの施設でありますつぐ診療所、つぐ保健センター、津具保育園、つぐグリーンプラザを一体的につないでおります。現在、電話機が保留時に雑音が入ったり切れてしまうなどの不具合がたびたび出ておりますので、電話機等システム機器の取り替えを行う経費を補正いたします。

第 2 目財産管理費 11 節需用費の庁用車修繕費におきましては、庁用車の修繕費がかさんできたため 100 万円の増額をいたします。

第 5 目企画開発費では、12 節役務費、18 節備品購入費において来年 4 月 1 日から実施いたします過疎地有償運送に使用する車両を購入することにいたしまして、実施主体の津具商工会に無償貸与する経費を計上しております。15 節工事請負費におきましては、電気自動車の急速充電器の設置を国の補助 3 分の 2 を受けましてアグリステーション名倉と津具高原グリーンパークに設置する経費を新規で計上いたしております。この事業につきましては繰越明許の手続きをとります。19 節負担金、補助及び交付金では、まきストーブ等購入補助金が不足してきましたので 4 基分の増額補正をいたします。また来年 4 月から消費税が 5 % から 8 % に引き上げられることから商店での購買が一時的に減少することが想定されます。このため商店街活性化のため、設楽町津具商工会が実施する額面 1 万円のプレミアム商品券を 9,000 円で販売するため、差額分 1,000 円につきまして町が負担することといたします。2,500 セット分でございます。年度内に交付決定をしまして 4 月 1 日から販売を開始するため、今回補正をいたします。これにつきましても繰越明許の手続きをとることにいたします。25 節積立金は、ふるさと創生基金利子が確定しましたので補正をいたします。28 節繰出金では、バス特会への繰出金を補正をいたします。

9 目の情報通信基盤整備費では、28 節繰出金で情報ネットワーク特別会計での増額に伴いまして繰出金を増額補正をいたします。

第 3 款第 1 項 1 目社会福祉総務費 28 節の繰出金では、国民健康保険特別会計



及び介護保険特別会計での人件費の補正に伴いまして、繰出金の増額補正をいたします。

2目老人福祉費第28節繰出金では、後期高齢者医療特会で過年度療養給付費負担金償還金の増額がありましたので、一般会計繰出金が減額となります。

第2項第1目児童福祉総務費13節委託料では、平成27年度から新保育園システムを稼働させるため平成26年度10月ごろまでにこのシステムの導入が必要でございますので、国から早期の対応を求められており、本年度契約をするための補正をいたします。この事業につきましても繰越明許の措置をとります。

3目児童館運営費7節賃金では、学童保育の利用が伸びまして、指導員の賃金が不足してきたため増額補正をいたします。

第4款1項1目保健衛生総務費11節需用費におきましては、設楽保健センターの浄化槽の放流ポンプの取り替えが必要となったため、修繕費を増額をいたします。

4目の環境衛生費19節で、住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきまして、ダムの移転者の方を含めまして10件分200万円を増額をいたします。28節繰出金におきまして、簡水特会で電気料の補正、農集排特会で電気料と消費税の納入額の確定によりまして、それぞれ繰出金を増額いたします。

10ページ、第2項1目清掃総務費19節では、ダム移転者の方々の移転先での住宅建設に伴う設置件数の増と津具地区特例補助期限執行増額を合わせまして12基分の合併浄化槽設置費補助金の増額をいたします。

第5款第2項3目林道事業費14節では、林道の崩土除去の重機借上料に不足を生じてきましたので、100万円の増額をいたします。

第6款第1項2目観光費19節におきましては、2015年4月に全国さくらシンポジウムイン奥三河が新城市を核としましてこの地域で開催されます。このシンポジウムの実行委員会に交付金として11万8,000円を新規計上いたしました。

4目観光施設管理費では、13節で花の山公園の草刈作業委託費等を増額いたします。

第7款第2項2目道路維持費15節工事請負費では、橋りょう修繕工事や通学路緊急修繕工事において緊急に修繕等が必要なものが発生したこともありまして、契約変更をしたいと思いますので増額補正をいたします。

第7款第4項1目住宅費では、財源の更正をいたします。

13ページ、第9款第2項1目小学校管理費15節では、26年度から津具小学校で特別支援教室の設置を予定しておりますけれども、空き教室がないために図書室を改修いたしまして教室の新設を行う経費を計上いたしております。

第4項3目文化文化財費19節では、田峰観音地狂言舞台の屋根の腐食が激しく県の補助を受けまして2ヶ年で屋根修繕を行います。県補助を除いた2分の1を町も助成をいたします。25年度分の修繕につきまして今回補正をいたします。

第5項3目学校給食調理場費15節工事請負費では、今年の6月ころからコバ

エが大量発生いたしまして網戸をくぐり抜けて調理場を進入し、調理業務に大きな支障をきたしてきております。対策として、窓を閉め切った状態で調理を行いましたが、室内が高温となり職員の健康管理にも支障をきたしてしておりますので、春休みにエアコン設置の工事を実施する経費を計上いたします。

第10款第1項農林施設災害復旧費では、台風18号の大雨によって農地、農業用施設、林道に被害が発生したため、土砂除去のための重機借上料や復旧工事を施工するための工事費を計上いたしております。

第2項1目道路河川災害復旧費につきましても、台風18号の大雨によって町道に被害が出ましたので、町道5路線の災害復旧工事費1,021万円を計上いたしております。

第12款第2項1目積立金25節では、財政調整基金利子積立金について額が確定しましたので114万9,000円の増額をし、財政調整基金の一般積立につきましては歳入歳出差引不足額について積立額を減額をいたしました。

次に歳入について説明をいたします。3ページにお戻りいただきたいと思いません。12款第1項2目災害復旧事業費分担金につきましては、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の10%相当額を受益者から受け入れます。

第14款第1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、町道災害復旧事業分の国庫負担金604万6,000円を受け入れます。

第2項1目総務費国庫補助金1節では、電気自動車急速充電器の整備に関する補助金を、第2節では地域の元気臨時交付金の確定額を計上をいたします。

4ページ、3目1節の清掃総務費補助金につきましては、合併処理浄化槽の補助金を、それから4目2節の道路改築費補助金につきましては、通学路緊急修繕工事の補助金を計上いたしております。

6目の災害復旧費国庫補助金につきましては、農業用施設災害復旧費として65万円、林道災害復旧分としまして250万円を計上しております。

第15款県支出金第1項2目2節老人福祉費負担金では、後期高齢者医療基盤安定制度負担金につきまして額の確定がいたしましたので、155万円の減額をいたします。

5ページの第2項県補助金につきましては、新保育料システム更新に対する愛知子育て支援対策基金事業で607万4,000円。事業量の増加に伴いまして住宅用太陽光発電施設導入促進事業で16万円。合併処理浄化槽設置費補助金で79万4,000円を補正をいたします。

第16款第1項2目1節では、財政調整基金、ふるさと創生基金利子の確定によりまして145万円を増額をいたします。

6ページ、第20款諸収入第4項3目3節では、自動車メーカー4社が電気自動車普及のため充電器1基当たり170万円の助成をしてもらえるということでございますので、2基分340万円を新規計上いたしました。

以上、一般会計の補正の概要の説明を終わります。

続きまして、国保特会のほうの説明をいたします。議案第 83 号、平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 22 万 3,000 円を追加しまして、歳入歳出予算総額を 6 億 6,457 万 7,000 円とするものでございます。

国保担当職員に子供が誕生したことで扶養手当、期末手当、児童手当、共済組合負担金を増額するとともに、残業の増加によりまして超過勤務手当が不足することが予想されるため超過勤務手当も増額補正をいたします。人件費に関する補正ですので歳入で全額一般会計から繰り入れをいたします。

次に介護保険特別会計の説明をいたします。議案第 84 号でございます。平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 15 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 6,182 万 8,000 円とするものでございます。

歳出において職員の残業が増加し超過勤務手当が不足することが想定されるため、超過勤務手当を増額補正をいたします。人件費に関する補正でございますので、歳入で全額一般会計から繰入をいたします。

次に議案第 85 号、平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。これにつきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 659 万 2,000 円を追加しまして、歳入歳出予算総額を 2 億 741 万 1,000 円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。第 2 款第 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 19 節において、保険基盤安定制度負担金の額が確定したため 206 万 6,000 円を減額いたしまして、保険料負担金においては現調停額と今後の年齢到達者分の保険料を想定いたしますと 862 万 2,000 円ほど、前年度繰越の保険料 3 万 6,000 円を合わせた 865 万 8,000 円の不足が予想されるため差引 659 万 2,000 円の増額補正をいたします。

歳入につきましては、第 1 款第 1 項 1 目後期高齢者医療保険で現年分において 862 万 2,000 円を増額をいたします。第 3 款第 1 項 1 目一般会計繰入金で歳出に対応し保険基盤安定分の 206 万 6,000 円、療養給付費負担金で 1,161 万 9,000 円を減額をいたします。第 4 款第 1 項 1 目で繰越金では、前年度の繰越金の額が確定したため 3 万 6,000 円を増額をいたします。

次に議案第 86 号、平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）でございます。これにつきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 165 万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を 6 億 410 万 9,000 円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。第 2 款第 1 項施設管理費におきまして、松戸飲料水供給施設を除く全ての簡易水道施設において電気料の増額によりまして不足が生じてまいりましたので、需用費、光熱水費を全簡水を合わせまして 165 万円増額補正をいたします。原因としましては、電気をつくるために必要な燃料、原油

とかLNG、石炭などでございますけども、これらの市場価格の高騰、あるいは為替が変動しましてそれによって大きく価格が動くということがございますので、3ヶ月の燃料価格が2ヶ月後に反映される燃料費調整制度というものがございませぬ。昨年末から円安の傾向や原油、それに連動する料金設定がなされているLNGの高騰によりまして燃料費調整制度による電気料が上がってきたことが主な原因でございませぬ。増額分を一般会計から繰り入れによって賄うことといたします。

次に農業集落排水事業特別会計の補正予算でございませぬ。議案第87号、平成25年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ77万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を1億4,525万1,000円とするものでございませぬ。

これにつきましても歳出から説明をいたします。第1款第1項1目総務管理費11節におきまして簡水特会で説明しましたが、燃料調整制度による電気料金の増加と大雨による不明水が出たことも電気料金の不足の要因の一つでございまして、3月までに支払いの不足が生じますので70万円の増額補正をいたします。また消費税の納付額が確定したため、7万円の増額もいたします。歳出の増額分77万円を一般会計から繰り入れます。

次に議案第88号、平成25年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ50万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を3,636万4,000円とするものでございませぬ。

歳出から説明をいたします。第1款第1項2目町営バス路線運行費11節で、バスの修繕費用がかさみまして予算の不足が予想されますので、修繕費を50万円増額をいたします。歳入で全額一般会計から繰り入れることといたします。

次に議案第89号、平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ992万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を2億6,671万6,000円とするものでございませぬ。

歳出から説明をいたします。第1款第1項1目総務管理費におきましては、時間外勤務手当を30万円増額をいたします。2目ネットワーク維持管理費では、豊根村の富山地区で、それから東栄町の下栗代地区で台風によりまして電柱がなぎ倒され、現在両方とも仮設をしておりますけども、本復旧が必要となっておりますので修繕費を560万7,000円増額をいたします。13節委託料では、道路改良に伴いましてケーブル等移設が必要となる工事箇所がありまして、過去の実績等を踏まえまして現在の申請受理分と予定分を積み上げると402万2,000円程度の不足が見込まれるため委託料の増額をいたします。

歳入におきまして、設楽町の経費の負担分を一般会計繰入金で503万1,000円。東栄町と豊根村の負担分を第6款1項1目雑入で、運営事務受託金としまして462万円を受けるものでございませぬ。以上、概略の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第82号から議案第89号の質疑を一括して行います。質疑はありますか。

10 田中 エレクトリックビークル充電器設置工事についてお尋ねをしますがね、まずこの2基をやるということなんです、電気自動車やハイブリッド車、電気の、この町内の台数と町外の方も利用するというようなので、利用見込みを教えてください。国交省や自動車産業界がこれを推奨するというんで、やみくもにこうだつと設置しようというような動きなども懸念されるんで、もう一点質問しますが、この2,200万2基分とありますが、これ200万円の私間違いではないかなと思いました。いろいろインターネットのサイトで調べてみますと、大体この急速充電器でも100万から200万円くらいの範囲で価格が出ておるんですね。工事費がかかるのかなと思って調べてみますと、10万とか20万ぐらいなんです。それが今回1,000万かかるというのはどうにも解せないんで、どういうことなのかと。どんなに立派なものをつくるのかと。例えば団地や何かに置くのは100万以下ですし、官公庁やオフィスビルに設置してあるやつもこれも200万出せばいいのがあるというふうに閲覧をできましたけど、どういうことなんでしょうか。2,000万というのはどうにも破格ですが。

企画課長 EV車の数だとか利用の見込みというのはまだ立てておりません。急速充電器ですのでターゲットは来訪者を見込んでおりまして、町内の方は自分とこのやつを使えばことを足りるということで、それと本体価格へいくと資料は持ってませんがたしか270万円くらいです。1台。うちの今予定しておるのは、本体は1台だけれど蛇口が2つあるというやつで、一方の充電が終わるとすぐ次の充電が始まるというようなやつを想定して、寒冷地仕様とか屋根をつけたりだとかっていうのをマックスで今のところ見ております。この前過日も新聞に、渥美とか田原かなんかで2基で400万とか数字が出て、あれ全部普通充電器の話です。高速充電器ではない。ですので、最初私ども業者を呼んで聞いたときには五、六百万だろうという話だったんですが、現場を確認してもらって見積もりを出していただいたらマックス1,100万ということで見積もりが出ておりますので、それで予算を要求させていただきました。

10 田中 ぼったくられとる。いかにもそう思いますよね。せいぜい500万くらいの予算にしたらどうですか。2,000万も組むことないですよ。大丈夫ですか。

企画課長 まだ細かくは決めてないんですけども、コンペ方式で大手4社の補助金でとってうちが要求するのとかで、性能と価格で勝負してもらおうと思っておりますので、結果はそうなるのかもしれませんが、ちょっと私どもこれを設計する能力全然ありませんので、価格競争は十分やってもらおうつもりでできるだけいいもの。この少なくとも国庫補助がついてなおかつその他の自動車メーカーの応援がつくというのは今この時期を逃すとないということで、庁舎もつけたんですが庁舎はやっぱり本体価格の半額しか補助金がもらえなかったということで、これは工事費の3分の2がもらえるということでずいぶん有利な条件がついておりますので、結果とすると1,000万も変わらないのかもしれませんが、屋根をつけたりだとかっていう、いいマックスの寒冷地仕様でいくとそういうふうに予算を要求させ

ていただいております。以上です。

10 田中 そんないい加減なことではあかんです。1回豊橋や豊田の市役所行って、行かなくてもいいけども問い合わせてくださいよ。こんなお金かからないはずですよ。それ意見だけ言っておきます。

議長 ほかにございませんか。

5 渡邊 一般会計のところの歳入で3ページの国庫支出金、地域の元気臨時交付金2,058万9,000円、ちょっと説明を聞き漏らしたかもしれませんけど、もう一回説明をお願いします。

総務課長 今年計画してます津具の農家住宅の財源として、地域の元気臨時交付金の額が確定しましたので今回計上したものであります。

4 夏目 私もちょうと確認だけで結構です。補正予算の6ページ、歳入のところでですけども、雑入で充電器設備新設支援金が340万円載ってます。先ほどからの説明を聞いてると、これ自動車会社からの支援金という理解でよろしいでしょうか。それで、要するに国庫補助金1,466万6,000円と自動車会社の支援金340万をやると約1,800万円、2,200万をそれを引きますと400万円の町負担分という解釈でよろしいかどうかを確認します。

総務課長 そのとおりで、自動車会社4社で1基170万を上限としますので340万で、自主財源としては議員おっしゃるとおり400万であります。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第82号「平成25年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」は、所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第82号を所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第83号「平成25年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第83号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第84号「平成25年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第84号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 85 号「平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 85 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 86 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 86 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 87 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 87 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 88 号「平成 25 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 88 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 89 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」は、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 89 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。本日は、これで散会といたします。

散会 午後 4 時 14 分